

平成19年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成19年12月14日(金曜日)

議事日程 第3号

平成19年12月14日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | 請願第10号
請願第13号 | 「憲法九条を守る」決議に関する請願について(9月定例継続審査分)
(仮称)みなかみ町防犯協会設立に関する請願について |
| 日程第 2 | 請願第11号
請願第14号
請願第15号 | 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願について
後期高齢者医療保険制度の中止・撤回を求める請願について
全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願について |
| 日程第 3 | 請願第12号 | JR 水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願について |
| 日程第 4 | 議案第77号
議案第78号
議案第79号
議案第80号
議案第81号
議案第82号
議案第83号
議案第84号
議案第85号
議案第89号
議案第90号 | みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について
みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について
みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について
みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第86号
議案第87号
議案第88号 | みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について
みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第92号 | 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について |

- 日程第 7 議案第93号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第94号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について
議案第95号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第96号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第97号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第98号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第105号 指定管理者の指定について(永井宿郷土館)
- 日程第 9 議案第99号 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)
議案第102号 指定管理者の指定について(駐車場・大穴)
議案第103号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)
議案第104号 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)
- 日程第10 議案第100号 指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)
議案第101号 指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)
- 日程第11 行財政改革特別委員会委員長報告(第4号・最終報告)
- 日程第12 発議第14号 中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出について
日程第13 発議第15号 「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出について
日程第14 発委第1号 みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について
日程第15 発議第16号 公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出について
- 日程第16 閉会中の継続審査・調査申出について
日程第17 字句等の整理委任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	林耕平	議事係長	林和也
書記	深代和恵		

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	小野良一君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	林昭君
税務課長	林文博君	保健福祉課長	阿部一司君
環境課長	阿部正君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	木村一夫君	地域整備課長	若桑一雄君
上下水道課長	鈴木初夫君	学校教育課長	石坂武君
生涯学習課長	宮下達男君		

開 会

午前10時00分開会

議 長（傳田創司君） おはようございます。ご苦労様でございます。

開会時刻が遅れてしまいまして、申し訳ございませんでした。

12月6日に開会されてから、本日までは休会となっておりますけれども、本日は今より本会議を開きます。

本日は、定刻までにご参集いただき誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

開 議

議 長（傳田創司君） 本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第3号のとおりであります。日程第3号のとおり議事を進めます。

日程第1 請願第10号 「憲法九条を守る」決議に関する請願について（9月定例継続審査分） 請願第13号 （仮称）みなかみ町防犯協会設立に関する請願について

議 長（傳田創司君） 日程第1、請願第10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願について（9月定例継続審査分）、請願第13号、（仮称）みなかみ町防犯協会設立に関する請願について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました請願第10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願について（9月定例議会継続審査分）、請願第13号、（仮称）みなかみ町防犯協会設立に関する請願について、以上2件について、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

始めに、請願第10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願についてですが、本請願は、国政においても激論が交わされている事案であり、憲法学者においても、9条の所見が、分かれるほどの最重要問題という国論を、まず議員各位にご理解をいただきたいと思っております。

請願者の願意は、国民の願いでもあり、憲法を守ることは日本国民の義務であるという意見に反対する理由はありません。

また、請願趣旨にある日本は憲法9条を死守することで、過去60年間戦争による被害者にも加害者にもならず、平和を築いてきた歴然とした事実があり、恒久的にこの平和憲法を守らなければいけないとの趣旨は、委員一同深く認識しているところであります。

さにありながらも、日本も国連加入国として、世界の治安維持の安定を希求する中、日本は先進国としての役割をどのように果たすのか、その整合性については見解が二分するところであり、前回の継続審査の主要論点でありました。

そのような経過を踏まえ、これほど重要な事案を一議会在判断するに相応しいのか、また最終的には、国民投票に付されることであり、議会の意思表示を示すことは、国民投票の際に、誘導あるいは妨げになる可能性を危惧する意見もありました。

慎重なる意見を集約した後、採決の結果、本案は反対多数を以て、不採択すべきものと決定いたしました。

不採択の大きな理由としましては、議会は請願審査を原則として、法令上の基準はないものの趣旨が妥当であっても自治体なり議会の権限に属されない事項に関わるものは不採択とするほかないとの、請願審査の基本理念に準じたものご理解いただき、請願第10号の委員長報告といたします。

次に、本委員会に付託されました請願第13号、(仮称)みなかみ町防犯協会設立に関する請願について、委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

請願趣旨は、安全で暮らしやすい町づくりを推進するために、町内各地域の防犯活動諸団体が連携でき、情報交換や相互協力ができるよう総括的な上層部に当たる組織、(仮称)みなかみ町防犯協会の設立を願う請願であります。

まず、当局より3地区の主立った活動状況を尋ねました。

水上地区、新治地区においては、合併以前は各々防犯活動を総括する防犯協会があり、月夜野地区も同様な防犯活動が行われていましたが、総括する協会はなく、各団体がそれぞれの役割の中で活動していたとのことでありました。

今後は月夜野地区との連携も深め、特に主要な温泉観光地であることから、各地域の防犯体制の充実化や情報交換は非常に重要であるとの総意に達し、採決の結果、本案は全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたのでこれより質疑に入ります。

まず、請願第10号について質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) これについては、私も総務常任委員会に属しておりますので、今委員長報告の内容の討論に参加しております。継続審査でもありましたので、前回の委員会においては、1時間以上に及ぶ大討論の中で、継続審議と言うことになったわけです。

残念ながら、継続審議のさなかにおいて、勉強会なりを持つということでもあったのですが、なかなかそれはできずに至ったわけです。

しかし、私は先だっても、申し上げておりますけれども、憲法9条はあの戦前62年前の太平洋戦争の悲惨な中で、日本人310万人、アジアでは2,200万人と言われる大勢の人たちの尊い命が失われました。

国内においては、東京大空襲からはじまって、広島長崎の原爆投下にいたるまで、多くの尊い命が流されたことは多くの人たちが承知して、もう2度と戦争はしないと誓う中で、この第9条が出来たと言うことを私は承知しております。

そういう中で、一つお聞きしたかったのは、この憲法を守ることについては、日本国憲

法の第99条の中で国家公務員も含め、地方公務員、我々議員も含めて、これを遵守しなければならないということが、改めてそこで規定されておりますが、そういう関係と我々が今日ここで問題について論議をし、委員長報告を承認するかしないかをするということについても、関連性についてお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 残念ながら、そのようなことに関係する質疑はございませんでしたので、お答えできませんので、ご了解願いたいと思います。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第10号の質疑を終結いたします。

次に、請願第13号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第13号の質疑を終結いたします。

これより、**請願第10号**について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 委員長報告の不採択に対しては反対討論なのですがけれども、請願10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願について、採択すべきとの立場から、賛成討論を行います。

12月8日は、真珠湾攻撃によって、太平洋戦争を開始してから66周年にあたりました。1931年の満州事変、それに続く中国との全面戦争、さらに太平洋戦争まで15年間にわたった日本の侵略戦争によって、日本が侵略したアジア・太平洋の国々には2千万人の犠牲者を含め、多大な損害をもたらし、日本国民の犠牲者は310万人以上にのぼりました。

昨日13日は、1937年12月に日本軍が「世界で最も美しい都」といわれた「南京」に入城し、南京大虐殺が起こりました。アメリカ人宣教師により翌年「虐殺、女性に対する性暴力、略奪など」が「リダーズ・ダイジェスト」誌に紹介され、「いかなる現代史にもない日本軍の南京における暴虐行為」とされました。

日本は戦後「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」に、憲法で誓って再出発しました。

私は1945年4月生まれで、終戦の4ヶ月前で戦中派ということになりますが、議員の3分の2は戦後生まれになりました。若者に12月8日は何の日?と聞くと「ジョン・レノンが撃たれて死んだ日」だと答えるそうです。

昭和天皇が真珠湾攻撃後に出した「宣戦の詔書」によれば、開戦の理由はアジアの領土や石油資源等の収奪でなく「帝国の自存自衛のため」でした。侵略戦争はいつも「自衛」

の名で美化されてきました。

現在、改憲を主張する人達は、日本国憲法9条2項の「戦力不保持・非交戦」の規定を「独立国なのに自衛権を否定するもの」「敵に攻められた時にどうするか」と言っています。

また平和を願う人々の間にも「自衛のため最小限の戦力は必要」といった声もあります。

しかし、「自衛」というならば、戦後日本が九条を持つ憲法のもので、戦争で直接人を殺さず、また殺されもしない国であり続けてきたことが重要だとあります。

この精神を国際社会に定着させることこそ、最も有効な「自衛」であり、国境を越えた平和構築に大きな役割を果たします。

地方議会もこれからの自分たちの町民、子孫の運命が大きく関わる平和の問題に、国任せでなく、積極的に関わる必要があります。過去に大政翼賛会のもとで、反戦の声も上げられず戦争に突入した過ちを犯してはなりません。

ジョン・レノンが「世界が一つになるように希望して」歌ったように、日本国憲法九条は世界を一つに結ぶ希望と連帯の環として、これからも活躍してほしいと考え、「憲法九条を守る」決議に賛成の討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第10号の討論を終結いたします。

請願第10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願について（9月定例継続審査分）を起立により採決いたします。

本請願情に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、請願第10号、「憲法九条を守る」決議に関する請願について（9月定例継続審査分）は、不採択と決定しました。

議 長（傳田創司君） これより、請願第13号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第13号の討論を終結いたします。

請願第13号、（仮称）みなかみ町防犯協会設立に関する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります、

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号、（仮称）みなかみ町防犯協会設立に関する請願は、採択とすることに決定いたしました。

**日程第2 請願第11号 難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する
総合的対策の早期実現を求める請願について**
請願第14号 後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について
請願第15号 全国国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願について

議長（傳田創司君） 日程第2、請願第11号、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願について、請願第14号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願について、請願第15号、全国国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願について、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 本委員会に付託されました請願第11号、請願第14号、請願第15号について、一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、請願第11号、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求める請願についてご報告申し上げます。

委員からは、「現在、群馬県内の3,600人の対象者についても、応分の負担を求められていて、国の補助金も下がってきたということで、これを下げないよう国に対する要請をしてもらいたい内容なので採択すべき」との意見や「みなかみ町においても、障害者週間の集いということで、障害者・弱者について真剣に取り組んでいる町と理解しているので採択すべき。」との発言の後、反対意見の無い中、副委員長より意見書の提出者になり提出することで、本請願は全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第14号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についてご報告申し上げます。委員からは、「平成20年4月1日より実施される制度であり、趣旨は理解できるが、中止・撤回は無理である。」ことや、「すでに国で決定していること。」等の意見があり、本請願は、6月議会においても同様の請願が出されている経緯がある中で、討論、採決の結果、本請願は全会一致を以て趣旨採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第15号、全国国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願についてご報告申し上げます。

本請願は、3月定例議会にも委員会付託され、報告している経緯があります。

本請願の問題点として、「保険料を支払った人と、支払わなかった人との不公平感があること。」「年金の保険料が払える能力があるのに支払わない人と、本当に生活能力がない人を混在して考えることに不合理がある。」こと等のなか、本当に支払えない生活者のことを重んじ趣旨採択すべきであるとの意見を集約し、採決の結果、本請願は全会一致を以て、趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、3件一括にての委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第11号の質疑を終結いたします。
次に、請願第14号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第14号の質疑を終結いたします。
次に、請願第15号について質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第15号の質疑を終結いたします。
これより**請願第11号**について**討論**に入ります。
本請願に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第11号の討論を終結いたします。
請願第11号、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現を求
める請願についてを採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、請願第11号、難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期
実現を求める請願については、採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより**請願第14号**について**討論**に入ります。
本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第14号の討論を終結いたします。
請願第14号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願についてを採決いたしま
す。本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、請願第14号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願については、趣
旨採択とすることに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） これより請願第15号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第15号の討論を終結いたします。

請願第15号、全国国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願についてを採決いたします。本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号、全国国庫負担の「最低保障年金制度」創設を求める請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第3 請願第12号 JR水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願について

議 長（傳田創司君） 日程第3、請願第12号、JR水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました請願第12号について、JR水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願について委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

本請願は、鹿野沢区長を始め、地元関係者よりJR水上駅前に駐車場の早期整備を求めるものであります。

紹介議員の速水議員からも詳細説明を受け、現在、駅前の整備については、レイル&スパ構想があるが、構想との関わりはどうなるのか、構想の中で整備を進めてはどうか、構想を考慮し先行して整備は出来ないのか等の意見があり、担当課よりは、駐車場については、駅構内との一体感や周辺との一体感を考え、地元の人を巻き込んで将来の駅前商店街がどのように機能をするのか、どういったサービスをするのか、地元の人と話し合った中で考えたい、現状では駅前広場としての機能、タクシーの乗降、バス路線の発着場所、旅館の送迎等、抜本的な見直しをしなければ、駐車場の確保は難しいとの説明でありました。

以上質疑を終わり、採決の結果、本請願はレール&スパ構想と平行した形で進めることを前提に、賛成多数を以て、採択すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたのでこれより質疑に入ります。

請願第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第12号の質疑を終結いたします。

これより、請願第12号について討論に入ります。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第12号の討論を終結いたします。

請願第12号、JR水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は、採択すべきものであります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第12号、JR水上駅前に駐車場の早期整備を求める請願については採択とすることに決定いたしました。

- 日程第4
- 議案第77号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について
 - 議案第78号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第79号 みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例について
 - 議案第80号 みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第81号 みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第82号 みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
 - 議案第83号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第84号 みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第85号 みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第89号 みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について
 - 議案第90号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議長（傳田創司君） 日程第4、議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで、及び議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてまで、以上11件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第77号から85号及び89号90号まで一括にて、議案審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第77号については、質疑では、住民サービスに直結した環境課と上下水道課が独立していたのに統合され、サービスの低下が心配されることや、グループ制導入により職員の体制はどのように変わるのかとの問いに、行政は最小の経費で最大の効果を生むべきと考える、職責は課長、次長、グループリーダーが管理職で、その下は基本的にはフラットである、係長はサブリーダーでグループリーダーは、基本的に課長補佐になるが課の状況でリーダーになれない補佐も出てくる。

この機構改革は縦割り行政の欠陥の打破や職員間の連携を重視した新たな住民サービスの向上を目指したものである、職員の意識改革は研修等を行い資質の向上に努めたいとのことでした。

以上、質疑を終わり、採決の結果、議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号については、人事院勧告に基づいての精査であります。

採決の結果、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号については、職員の期末手当0.5%カットを現行に戻す内容であります。採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、81号であります。同類の人事院勧告に基づいた精査でありますので一括にてご報告申し上げます。

共に採決の結果、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号については、新しく制定された条例であります。職員の大学等の課程の履修や国際貢献活動の参加等による自己啓発発展による内容であります。

採決の結果、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号については、育児に伴う短時間労働、例えば午前・午後とか短時間勤務を認める内容であります。

採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号については、83号と同様、地方公務員の育児休業に関わる条例の一部改正する内容であります。

採決の結果、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号については、特別職の職員で非常勤の報酬及び費用弁償に関する、法律の改正に伴った内容の改正であります。

採決の結果、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号、90号は新治地区小学校の統合に伴う条例の一部を改正する内容ですが、同類の内容ですので、一括にてご報告いたします。

共に採決の結果、賛成多数によりまして可決すべきものと決定いたしました。

以上もちまして、本委員会に付託されました議案第77号から85号、及び第89号、90号の議案審査の結果報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第77号から議案第81号についてまで質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 77号なんですけども、なんか毎年、課が変わっているような気がするんですけども、他の市町村ていうのは、こんなに頻繁に課って変わるんですか。

議 長（傳田創司君） 総務文教常任委員長根津公安君。

（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 他市町村の課の状況についてのご質問ですが、委員会においては、そのような質疑がありませんでしたのでお答えできませんので、申し訳ないと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号から議案第81号までの質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、議案第82号から議案第85号まで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号から議案第85号までの質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、議案第89号、議案第90号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第89号、議案第90号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第77号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） みなかみ町課設置条例の改正について、反対討論を行います。

課の設置については、平成17年度合併後に建設課から都市計画課を独立して、建設課と都市計画課の2つの課にしました。

19年度は、この2つの建設課と都市計画課を合併し、地域整備課にした経過があります。やはり一年程度で分けたり、合併したりすることには違和感があります。

また、財政課は19年度に廃止し、総務課の一部門になり、この財政を1年で総合政策課へ移管することはまた異常に感じます。

財政は町の基幹部門であり、グループ制をとるということで、総務課に置くこととし、

総合政策課についてのいろいろな業務がなくなれば、総合政策グループとして課は廃止すれば良いと考えます。

上下水道は、赤字と多額の起債をかかえており、企業会計としての経営改善をしっかりと図らなければなりません。水道工事もかかえており、単独の課として残し、上下水道の健全な運営を目指す必要があります。安全安心の水道を守る重要な課をなくすことには反対します。

課の設置は、十分に検討し、朝令暮改と町民に印象を与えるようなことは避けることが望ましいことを申し上げて反対討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

3番（林 一彦君） 議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

みなかみ町が誕生して2年余りが経過しました。この間、職員数は384名から340名に減員し、その減少率は県下でもトップの水準であります。

その影には、町のことを思い58歳で早期退職をして頂いた職員が大勢いたことを忘れてはいけません。

このように行政改革を実施する中では、職員定数の見直し、また業務の見直しは、必須であります。

本条例改正は課を2課減らしながらも、住民サービスを維持向上させようとするものであり、みなかみ町にとって必要な改革であります。よって、この議案に賛成いたします。

議員皆様のご賛同をお願いし賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第77号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより**議案第78号**について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。
議案第78号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
 本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第78号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

- 議 長(傳田創司君) これより**議案第79号**について、討論に入ります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第79号の討論を終結いたします。
議案第79号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。
 本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第79号、みなかみ町職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

- 議 長(傳田創司君) これより**議案第80号**について、討論に入ります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第80号の討論を終結いたします。
議案第80号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
 本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第80号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

-
- 議 長（傳田創司君） これより**議案第81号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第81号の討論を終結いたします。
議案第81号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第81号、みなかみ町長、副町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより**議案第82号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第82号の討論を終結いたします。
議案第82号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第82号、みなかみ町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより**議案第83号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第83号の討論を終結いたします。
議案第83号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第84号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。

議案第84号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号、みなかみ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第85号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第85号の討論を終結いたします。

議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第89号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

9番 島崎栄一君。

(9番 島崎栄一君登壇)

9 番(島崎栄一君) 議案第89号についてですね、反対いたします。

新治のですね、須川小、猿ヶ京小学校、新巻小学校、いずれもですね、100年を超える伝統がありまして、今まで多くの人たちがですね、私財をなげうったりですね、奉仕活動したりしてですね、作ってきました。つい最近です、猿ヶ京小学校の木造校舎をですね、作ったのも本当につい最近です、十何年前、17~18年ですかね、そんなもんです。

で、みんなですね、鉄筋コンクリートじゃ、ちょっと冷たい感じもあるんで、せっかく田舎だから木造で作らないかっつうことで、相当いろいろな人が協力して特別な校舎として出来まして、地区の人ですね、3万とか、なんとか寄付を出しています。

それはやっぱり地元の小学校だから、みんなが利用するからってことで協力したんだと思うんですね。で、出来てですね、やはり木造の校舎っつうのはやっぱり体育館の関係もありますので割高です。ですので、珍しいのでいろんな見学者も来てですね、良い学校だねと言うことで、見学者、まあ最近はもう無いみたいですけども、つい何年前までは来ていました。

それで須川小もですね、まあ見れば分かりますけども、こう切り妻になってます。で、文部科学省の基準ではですね、切り妻にする必要は別にないんですね。普通のまあ平屋根の方が安いわけですから、基準ではあんな瓦屋根にする必要はないんですけども、やはりこう地元の人たち、新治の人たちの気持ちが入ってまして、あのたくみの里の風景、その風景で観光客がたくさんまあ来ているわけですけども、その風景に合うですね、まあ小学校にしようということですね、三角、切り妻にわざわざ費用をかけてやりました。

また入口付近のですね、石積みなんかもですね、コンクリートでやれば、型を組んでやれば安いんですけども、やはりそれじゃあ味気がないということで、わざわざ手間をかけて石積みということで、大変こう地域に愛されて、手間暇かけてですね、作られてきました。

で、そういう中でですね、みんなですね、こう地元の小学校ということでですね、愛着があってですね、卒業生もたくさんいますし、地元の子供たちもまあニコニコ朝出かけて行っています。

で、まあもともと新治にはですね、4つ小学校がありました。

入須川小学校まで含めて、4つありまして、それでずーっとやってきて、入須川はですね、大分長く1・2年、3・4年の連結のクラスっていうんですか、そういうことでやっていたわけですけども、いよいよですね、こう入学がゼロになると、全校で20人なるという中で、どうしたらいいんかっていう中で、須川小も近いし、まあどうしようかっていうことで、新巻に行くか、須川に行くかってことで父兄みんなの意見を聞いてですね、それから神保先生、神保先生がですね、それぞれの家に行ってですね、それぞれの意見を聞いて、それでまあしようがないだろうということで、まあ須川小に統合されていますけども、そういう丁寧なずーっと活動をしていく中で、入須川がですね、統合されるって時に、入須川の人たちが、「そんな入須川だけ統合されるなんつうんじゃあ、じゃあ全部一つにしてくんねえかい」という話を教育委員会にしてっつうところ、教育委員会ではその当時ですね、まだ6~7年前だと思うんですけども、「そんな猿ヶ京、須川をなくして統合なんつうことはそれは無理だよ」ということで答えてました。

で須川学区の人たちもつい最近でも、「まさか須川がなくなるとは思わなかった」という

ことが聞かれています。

ここまで前ふりですね、これから原稿を読んでいますけども、はい。

日本はですね、長年にわたり歩いて通える範囲に小学校を設置し、教育を行ってきました。小学校では、低学年は授業が終われば早く家に帰ります。中学年・高学年は授業が終わってすぐ帰る子供もいますし、友達と残って校庭で遊ぶ子どももいます。児童会の役員になれば、放課後を使って活動します。担任によっては落ちこぼれができないように、授業の補習を放課後にすることもあります。子供たちの帰る時間は、その日その日で自由なのが、日本の小学校の普通の姿です。日本中どこでもそうです。

こういった自由が、おおらかな小学校生活の大事な要素となっています。部活の終了とともに一斉に下校する中学校とは違います。

大人のように仕事や生活に縛られない、高校生や中学生のような受験勉強や部活に縛られない、本当に自由な時間を、日本の小学生は楽しんでいます。一度しかない人生の一時期、大人の保護のもと、思いっきり自由に遊んでいられるのは、小学生の特権です。この自由な時間を過ごすことが、子供達の成長にどれだけプラスになるか、はかりしれない大きなものがあるでしょう。

放課後、自由な活動ができるのは、歩いて通える範囲に日本の小学校があるからです。

下校時間がその日その日の活動によって違っても、子供達がそれぞれ歩いて帰るので、問題がありません。

須川小・猿ヶ京小を無くしてしまえば、放課後の自由のメリットを受けられる子供の数が大幅に減ります。須川小120人、猿ヶ京小学校70人。今でも永井や入須川のようにどうしても地域の事情でスクールバスで通う子どももいますので、全部が全部そうだとは言いませんが、150人くらいは、歩いて小学校に通える環境を失ってしまいます。

70人もいる120人もいる小学校を、そんなに急いで潰すべきでしょうか。須川小は一クラス約20人、ちょうど良いと思います、ちょうど良いと思います。

地理的・距離的にそれ程、障害がないのに5人や10人になっても続けろなんて言っているわけではありません。ものには程度があるということです。須川・猿ヶ京の現状と将来は、今すぐ廃校にするような程度ではないのです。

埼玉県に住む甥っ子たちは、夏休み小学校のプールに兄弟で行くことはできませんでした。都会の大規模な小学校では、全学年が一度に来ると入りきらないので、学年別にプールに来られる日を決めているのです。だから、学年の違う兄弟は、兄弟であっても一緒の日に小学校の夏休みのプールに遊びに行くことができません。

田舎は違います。兄弟や学年の違う友達と一緒にプールに遊びに行けます。これはメリットです。都会には都会のメリットがありますが、人数が少なくていろいろな施設に余裕があることは、田舎のメリットです。

都会の人達が憧れる、田舎の自然に親しみながら通える、また余裕があるという良い面です。その田舎の少人数であることの長所を潰したら、単なる住みづらい田舎になってしまうでしょう。

月夜野地区では当面小学校3校で様子を見ることに決まりました。同じ町内、新治地区だって、当面3校体制で様子を見るべきです。須川小も猿ヶ京小も、校舎は最新で、耐震補強さえする必要がありません。猿ヶ京のプールはピカピカの新品です。須川の体育館も

たかだか5～6年前に造ったばかりです。せっかく住民の大切な献金や、奉仕活動、国からの補助金をもらって建てたのに、大切な小学校だから住民も協力したし、国も金を出したのに、そんなに簡単に放棄しても良いのでしょうか。100年にわたり先祖の人達が営々と築いてきたものを、そんなに簡単に捨てて罰が当たらないのでしょうか。

小学校統廃合を行う時に、「議会制民主主義」といって、議会の議決だけで決めて良いのでしょうか。家を建てて住んでいる住民の意向を聞かなくても良いのでしょうか。

違うと思います。住民の生活、子供の教育という重要な問題を、そこに住んでいる住民の意向も確認せずに決めてしまうことは、まことに乱暴な政治と言えるでしょう。

家を建てる時は、小学校までの距離を確認して建てます。建てた後に、勝手に行政が小学校を無くしたりしたら、住民は困ります、迷惑です。

成人式の日取りの問題を議会の全員協議会で話し合った時、大部分の議員が、成人にアンケートを取るべきだ、成人式の主人公は二十歳になる成人なのだから、その人達の意見を反映させるべきだと言っていました。

小学校の存続問題は、成人式の日取りよりももっと重要な事柄です。住民生活への影響も莫大です。そんな事柄を住民アンケートも取らずに、住民や保護者の意向を確認もせずに進めるべきではありません。

確かに法的には、町長や教育委員会など行政が発議し、議会で議決すれば町立小学校の統廃合ができます。

しかし、法律は最低限、守らなければならないことを決めているだけで、それで十分と言うのなら、みなかみ町は法が定める最低限のことしかしない、まるで財政再建団体のようなね住みづらい町になってしまいます。議会は法を守るだけでなく、法で足りない部分を補って、より良い町になるように判断すべきです。法では足りないなら条例だって作れます。

地元の小学校が、住民の意向とは関係なく、ある日突然なくなってしまうような町では、安心して住むことができません。今は仕方なく続けて住む人はいるでしょうが、そんな乱暴な政治が行われていることが分かったら、わざわざ引っ越してきたり、実家に帰って子育てしようなんて思うのでしょうか。

もっと町民主体の、丁寧で優しい、安心して住めるみなかみ町にしましょう。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君に申し上げます。

本案は、条例の一部改正する内容についての討論でありますので、そこにしぼって簡潔に討論願います。

9番(島崎栄一君) 小さな案件は、課長や町長で決める専決事項。中くらいの案件は議会の議決が必要であると。小学校の統廃合のような、重要で住民生活に影響の大きな案件は、住民アンケートで町民一人一人の意向を確認してから決めるというルールを、みなかみ町は確立すべきです。

今度の町づくり基本条例に、きちんと入れた方が良いと思います。

新治村の時、木曾教育長は、「3千人を越えるような、小学校を残して欲しいという署名が集まれば、統廃合はしないよ。」と言いました。とても常識的な発言だと思います。

3校存続の署名は約3,500集まりました。

小学校統合を進める署名の会合のお知らせを、新治村では学校を通して、子供の手で親

まで運ばせました。集会を開いて、村長と教育長が保護者に説明しました。

その結果は、須川学区では保護者の1割ほどしか署名しませんでした。

猿ヶ京学区の保護者も3割ほど、新巻学区でさえ4割ほどでした。保護者は、統廃合賛成は少数です。大多数は、統廃合の存続に賛成です。

議 長 (傳田創司君) 9 番島崎栄一君に再度、申し上げます。

条例の一部改正についてのみ触れるよう注意します。

9 番 (島崎栄一君) 須川小・猿ヶ京小を残して欲しいというのが保護者や住民の願いです。

みなかみ町町議会は、町民主体の町が良い、その方が活性化するというなら、この条例改正には待ったをかけるべきでしょう。町はそこに住む人達のもので、町長のものでないし、役場のものでもありません。議会のものでもありません。町長や議会や役場は、町民のために働くもの、町を預かっているだけで、あくまで町民が主人公だということを肝に銘じましょう。

「もう決まったのだから」とか「もう補助金を使って建ててるのだから」と言う人がいます。決まってはいません。条例改正はこれから賛否を問うのです。

スクールバスの条件も、家庭科実習室がないことの対応方法もまだ決まっています。条件がきちんと決まらないのに、議会が判を押しても良いのでしょうか。条件が決まらないのに決めていいのでしょうか。それで責任を取れるのでしょうか。責任ある決定をするなら、きちんと条件を確認してからです。

解体途中の理科室で、家庭科の授業をしているときに、地震が来て、子供達がペシヤンこになったら、取り返しがつかないのです。

統廃合を一年先に延ばせば、校舎は完成するし、スクールバスの条件もじっくり決められますし、住民アンケートを取る時間だってできます。その方が良いと思います。

山登りのリーダーは、登頂を決めていても、天候やその他の条件を見て、危険ならば、登頂せずに下山します。事前に建てた計画を強行して遭難したら、リーダー失格です。

隊員の安全を考えて、状況の変化や事前の計画の不備があれば。

議 長 (傳田創司君) 9 番島崎栄一君に再々度、申し上げます。

例える内容は削除するよう注意します。

9 番 (島崎栄一君) 計画変更の判断をするのが良いリーダーです。

議会も町も、いろいろ決めるという意味では、リーダーの立場です。十分考えて、現場が困らない決定をしましょう。下手な決定で町民や子供達に迷惑をかけないようにしましょう。この条例案は、一旦否決するのが、町民にとって最良の選択です。

このまま統廃合を進めることは、間違いです。薄々間違いだと思っている人もたくさんいるんですけども、それを口に出す人はなかなか少ない。

地元の人たちもそういう人たちがたくさんいます。今さらもう諦めたよという人もいますけども、諦めたのであって、望んではいません。そういう人たちの気持ちを議会は汲んで欲しいと思います。議会制民主主義です、法律上は、ですから、此処で決められます。

町民の心をもっと読みとってですね、妥当な政策をして欲しいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

2 番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番(阿部賢一君) 議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論を行います。

みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、既に提案理由でも説明されたとおり、新治地区小学校の統合に伴い、平成20年度より新しい小学校として、開校をするという内容であり、新治統合小学校建設事業については、議会においても責任ある立場において承認をした事業であります。

校舎・体育館が完成をした段階での開校ということで、一部家庭科室が完成をしていないとの反対の意見もありますが、その点については、当局より既存の理科室を改修して、安全面においても十分に考慮をし、万全を期すとの責任ある発言もあり、何ら問題はありません。

また、新巻小学校においては、現在、冬の体育授業を2時間授業にして、スクールバスを利用して旧入須川小学校体育館で体育授業を実施しております。

尚、須川小学校においては、ご案内のとおり、20年度に改修をし、21年度より幼保一体化した「認定こども園」を開園する予定であります。

このような事情から、小学校の開校を一年遅らせるということは、全体事業にも大変な影響を及ぼすこととなります。

何よりも、折角完成した校舎・体育館であるので、予定どおり開校すべきと思います。

そこでまた新しい小学校で次世代を担う子供たちが必ずや新しい歴史を築いてくれることと私は確信をしております。

以上、総合的に判断して、学校設置条例の一部を改正する条例については、賛成をするものであります。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。

この議案は、みなかみ町立学校設置条例に、来年4月開校予定の新治小学校という文言を現存の猿ヶ京小学校、町立須川小学校及び町立新巻小学校と入れ替えるものであります。

新治小学校の開校に関しましては、平成16年度より新治村立小学校統合計画建設委員会が何回も何回も会議を重ね決定したものであり、新しい校舎も体育館も工事が終了し、開校を迎えるための養生期間中であります。

また新治小学校PTA準備会も定例会として開かれており、規約や会則もほぼ整い、PTAの役員も決定しつつあります。各3小学校でも開校式やPTAの解散式などを計画され、児童も保護者も職員も来年度開校に向けて、物心ともに準備をしてきております。

この場に至って、開校を遅れさせたりの変更はいたずらに住民を混乱させるだけだと考えます。よってこの議案に賛成いたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。
6番林喜美雄君。

(6番 林喜美雄君登壇)

6 番(林喜美雄君) 議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

先般、11月25日に数えること第21回目の新治小学校統合計画建設委員会が開催されております。

校舎・体育館ともに工期内に完成を見ております。あとはシックハウス対策等、3ヶ月程度の養生期間を経て、今年度に予定されているハード面はほぼ整うこととなります。

今後、既存プールの改修、食堂棟の建設、進入路の改良等々、課題もありますが、順次整備されることとなっております。

スクールバスの運行計画も最後の詰めの段階と聞いております。

校歌・校章も選定委員会において決定を見ております。

そして、何よりも子供たち、保護者、地域の方々も来春の開校に期待をしているところでもあります。仏ができ魂を入れ、限りない可能性を秘めた子供たちのために教え育む場として見事に開花することでしょう。このようなことから、本設置条例の一部を改正して、20年4月には、新治小学校としてスムーズに開校できますよう議員各位のご理解をいただきたく賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第89号の討論を終結いたします。

議 長(傳田創司君) 議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例について起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第89号、みなかみ町立学校設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) この際休憩いたします。11時30分より再開いたします。
(11時15分 休憩)

(11時30分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議 長(傳田創司君) これより議案第90号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 平成19年度みなかみ町学校給食センター条例の一部改正について、反対討論を行います。

学校の安全対策は町政の最重要課題です。しかし、耐震基準をクリアーしており、建設してからまだ年数も経っていない、町で一番と二番の立派な校舎を廃校にして、統合することには反対をしてきました。

したがって、本学校給食センター条例の改正には賛成できません。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

15番河合幸雄君。

(15番 河合幸雄君登壇)

15番(河合幸雄君) 議案第90号、みなかみ町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

ただ今、議案第89号にて、阿部賢一議員より賛成の立場で討論がありましたが、同じ理由により、町立学校給食センター条例の一部を改正する条例については、賛成するものであります。以上、申し述べさせていただきます、賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) 引き続きまして、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第90号の討論を終結いたします。

議長(傳田創司君) 議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第90号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第86号 みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
議案第87号 みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第88号 みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長(傳田創司君) 日程第5、議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてまで以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 本委員会に付託されました議案第86号、議案第87号、議案第88号について、3件一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

はじめに議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

担当課から、国の医療制度改革によって、平成20年4月より、現行の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が開始され、「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める市町村特別会計の設置が義務づけられたために、新たに「みなかみ町後期高齢者医療特別会計」を設置する旨の説明の後、委員からは、「この医療制度を中止撤回すべき」との反対討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定についてご報告いたします。

担当課より、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の中で、各市町村において、保険料の徴収業務や各種申請受付などの窓口業務を担当することや保険料の普通徴収に係わる納期の設定も各市町村で定めるための条例であることの説明の後、委員から本条例に対して、中止・撤回の反対討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご報告いたします。

担当課からは、町水道会計は料金収入のみでは、資金不足であることや多額の累積赤字を抱えていることから、昨年、水道料金審議会の答申を受けて、水上地区の水道料金を平成20年4月徴収分より1トン当たり75円から95円に改正することの説明を受けた後、委員より「すでに平成21年4月に向かって3地区同料金にすべく進行しているものである」との本条例に賛成であるとの意見の後、質疑を集結し、討論、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ3件一括にての委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第86号から、議案第88号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) 議案第86号について、特別会計設置条例の一部改正ですが、これは12月議会でもって、なぜ条例化しようとしているのか、それと同時に、こういう動きが他の市町村の間に動きがあるのか、ないのか、その点もお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長(中村 正君) 内容的には、審議しておりませんが、これは各市町村においても、進行している部分でありますので同歩調と言いますか、同じ流れの中で進行しているものと考えております。

議長(傳田創司君) ほかにありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 一括ですから、次のことも質疑してよろしいですね。

87号の後期高齢者医療制度に関する条例ですが、ご存知のように来年の4月から老人保健法に変わる法律として、非常に問題の多い内容になっております医療制度がスタートすることになっております。

常に政府の中においても、特に70～74歳までの1～2割負担が増える問題とか、その他の問題等についても、凍結をするような方向が出されておりますが、そういう関係で、そういう動きとの兼ね合い、と同時にですね、75歳以上が対象者に原則はなるわけですが、今現在、町はその対象者が何人なのか、また同時に70歳以上の対象者が何人なのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議長 (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長 (中村 正君) 75歳以上は全国で1,300万人ということでありまして。12月現在、町では3,820人ということでありましてけれども、この条例で対象になる普通徴収の人は年金で15,000円未満の人である、そういうことの中で、要するに年額18万円未満の人が対象になるということでありまして。

そして最終的に町で何人ぐらいいるかということでありましてけれども、介護保険の中では600人前後ということでありましてけれども、その中に年齢到達者が、50人ぐらいいるということでありましてので、550人ぐらいが対象になるのではないかと担当課の説明でありました。

その中で、前期と後期がいるので、そのうちを分けると、その内40%、約200人前後が該当になるのではないかという説明を受けております。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番 (島崎栄一君) 水道料のことについて何ですけども、滞納があるかと思うんですけども、それが今、滞納が回収によって、滞納の総額が今減りつつあるのか、それともまだ減りが止まらずに、滞納額がまだ増えているのか、その辺はどうなっているんですか。

議長 (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長 (中村 正君) その辺は、特に審議しておりませんが、町の職員としても、徴収を一生懸命しているところでありますので、その辺の数字というのは平行していつているものと私自身は判断しております。

議長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) 87号について、もう1点、この中では健保家庭が、所謂、政勸ですね、政府勸奨保険の場合の扶養家族に入っている70歳以上の人がかかりいるかと思っております。そういう人が新たに保険料を徴収されるという事態が発生しますけども、町としてはこの実態をつかんでいるのかどうか、お尋ねいたします。何人くらいなのか。

議長 (傳田創司君) 厚生常任委員長中村正君。

(厚生常任委員長 中村 正君登壇)

厚生常任委員長 (中村 正君) その点については、審議しておりませんのでお答えできません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 分からないとなれば、そうすると、この条例によって、対象となる人たちの町に入る収入と言いますか、その金額がどのくらいになるかということも分からないということでしょうか。もし分かったら教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 分かりません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第86号から議案第88号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより**議案第86号**について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8 番穂苺清一君。

（8 番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について反対討論いたします。

誰でもそうですが、人は年を取れば、高齢になっていろいろな病気も出てきます。

高齢者が別立てになっていた今までの医療保険制度については何ら良かったわけですが、国民皆保険が確立している諸外国の中でも、年齢で区別し、保険料や医療内容に今回のように差別をする、いわゆる格差を付けている国というのはという国は現在ありません、先進国の中では。

新聞やテレビ、ラジオ等でもこの状態について、姥捨て山という言葉が出てきております。一般制度の中でも、その言葉は良く語られております。そういう要旨が書かれているという事態の中では、高齢者が益々病院に行きづらくなる、遠慮する、それどころか高齢者を邪魔者扱いにしたやり方ではないかということでもって、考えると暮らしも健康も本当に破壊してしまう最悪の制度であると私は考えております。

この高齢者いじめの制度に地方から強い異議が出ており、現在300近くの地方議会では制度の見直しなどを求める意見書なども可決しております。先ほど、請願の中でもあえますけれども、それについては趣旨採択ということで、当議会は決めておりますけれども、しかしながら全部一体的に考えた場合に本当に中止・凍結を求める、その方向が一番正しいやり方であろうと私は考えております。

70～74歳までの1～2割へ負担が増えるという問題と75歳以上の被扶養者から保険料徴収が、一時凍結する見直しも改めて政府は表明されております。

この制度改革に国民が強く怒っております。そういう点で、総選挙が過ぎればたちまち直ぐ凍結を解除するということがまた考えられてしまいます。一時凍結というような小手先の対応ではなくて、国民を誤魔化すようなこともなく、制度そのものを中止・凍結させるべく私は反対討論といたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) 議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を申し上げます。

この条例改正は、医療費における、世代間や世代内の公平性と財政の健全化などの観点から踏まえた医療制度改革によって、平成20年4月から老人医療に替わり、後期高齢者医療制度が始まることに伴い、特別会計の法的設置義務が生じることになったため、町において後期高齢者医療特別会計を規定するものであり、何ら異論をはさむものではありません。したがって、後期高齢者医療制度の充実と健全な運営をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) 引き続きまして反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第86号の討論を終結いたします。

議長(傳田創司君) 議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第86号、みなかみ町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第87号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 前段の条例と関係がありますが、改めて後期高齢者医療に関する条例の制定について反対討論をいたします。

先程言いましたように、この制度は保険が使える医療に上限を付けて、医療の内容も74歳以下の人と差別して、制限されてしまいます。例えば、今まで4回行っていたのが、2回にしなければならない、通院がですね。そういう事態が発生してきます。若い時は元気でも、高齢になればいろいろと病気が出てくるのは当然のことです。病院に1回行けば、いろいろな課を渡り歩いて言うては変ですけども、やはりかからざるを得ないという現実があります。医療費がかかると言うて高齢者を邪魔者扱いにして、暮らしも健康も破壊してしまうという最悪の制度であると私は考えております。

日本医師会も全面的な見直しを求めるよう見解を公表しております。先ほども言いましたように、制度の見直しや凍結を求める地方議会も広がっております。

例えば、東京・神奈川・埼玉・千葉の1都3県では、連名で国庫負担の増額でということでもって制度の見直しを緊急要請、国に対して行っております。

日本の医療費も総生産の割合は8%でサミットで7ヶ国を比較してみますと、最低になっております。政府は国民の命と健康を守る責任を果たし、薬の高い薬価問題は、高額医療料金にメスを入れつつ歳入歳出も改革で財源を確保し、公的医療保障を拡充し、高齢者や医療技術の進歩に相応しい医療規模に充実することが可能ではないかと思えます。

一時凍結までも小手先の対応ではなく、国民を誤魔化すことなく、制度そのものの廃止を改めて求めて反対討論にいたします。以上です。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

（5番 河合生博君登壇）

5番（河合生博君） 議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の立場から討論を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、群馬県に設置をされました広域連合が主体となって、平成20年4月より始まるわけですが、町の業務として、保険料の徴収や申請書の受付など、窓口業務を行うこととなります。また、普通徴収に係る保険料の納期も、各市町村ごとに定めなければならないため、みなかみ町は7月から3月までの、9期の納期を定めるなどの内容となっております。こうした条例の整備がされることで、高齢者の医療制度が健全にして、また整合性を持って運営されるものであると思えます。

したがって、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定については、速やかに制定すべきものと考えます。以上、申し上げ、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 引き続き、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第87号の討論を終結いたします。

議長（傳田創司君） 議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第87号、みなかみ町後期高齢者医療に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第88号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番 (穂苅清一君) みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての反対の立場から討論をいたします。

合併に当たっての協定のときには、水道料は当分上げないという、そういうことで話し合いができておりました。したがって、審議会の中でも、そういうことが引き合いに出されて、せいぜい2年なり、3年なりということでもっての据え置きは求められている、そういう発言もありました。約束は守る必要があると思います。そういう点では、議案には賛成できません。以上です。

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

5番河合生博君。

(5番 河合生博君登壇)

5 番 (河合生博君) 議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての賛成討論を行います。

町村合併により水道事業会計を統合し、事業運営を実施しておりますが、施設の老朽化等による必要経費の増加により経営が悪化し危機的状況にあります。

水道事業は、日常生活に欠く事のできない飲料水の供給であり、また安全な水が安定供給されるためには、水道料金の改定が不可欠であり、よって給水条例の改正はやむを得ないものと考え、賛成討論といたします。

議長 (傳田創司君) 引き続き、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第88号の討論を終結いたします。

議長 (傳田創司君) 議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第88号、みなかみ町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長 (傳田創司君) この際休憩いたします。13時00分より再開いたします。

(11時55分 休憩)

(12時58分 再開)

議長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案92号 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)について

議長(傳田創司君) 日程第6、議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長根津公安君。

(総務文教常任委員長 根津公安君登壇)

総務文教常任委員長(根津公安君) 本委員会に付託されました議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算号について議案審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず歳入全般についてですが、既定の総額に歳入歳出それぞれ3,076万4千円を追加、予算の総額を129億9,850万3千円とするものであります。

地方交付税のうち特別交付税は確定ではないものの、12月に1億6千万円、3月に約2億円の歳入見込みの予定であります。

次に歳出全般であります。主だった質疑を集約いたしますと、3款民生費では老人福祉費の広域圏老人ホームの負担金の増はどういうことかに対し、入所人員の減によるものであります。

障害福祉費の扶助費379万4千円、減額の理由は何かに対し、平成19年度からの制度改正により当初予定の事業ができなくなりましたが、町は国県の示したとおりのことはしっかりやっていくということであります。

予防費の委託料の減はどのように認識しているのかに対しては、負担の検診料は前から変わっていませんが、予算では受診者の最大限を見込んでいましたが、予定より受診者が少なかったということであります。

6款農林水産事業費では、資源リサイクルセンターの減額の中身については何かについては、主なものは原材料費の350万円で、処理センターで処理して撒くべき肥料を使わず、直接現物を自分の畑に撒いているためであり、計画では一日19トンだが実際に持ち込まれるのは10トン程度で、製品としては良好で品薄状態であり、需要はあるが原材料が足らず追いつかない状態ということであります。

土地改良総務費の恋越地区、返還金393万9千円については確定の金額かについて、また過去にこのような返還はあったのかに対しましては、返還金の額については確定であり、町内では指摘を受けての返還は今までにないということであります。

8款土木費では、都市計画総務費の委託費の内訳についての質疑には、旧衛生センターの土壌調査費が420万円、水上駅を中心としたレールパーク&スパ構想が340万円です。まちづくり交付金事業の公有財産購入費の内訳については、温泉公園が約1,200万円、道路拡幅費が350万円です。

なお坪単価については個人情報にあたる場合がありますので、表せないということになりました。

10款教育費では教育施設整備設計委託料についての質疑には、須川小学校の改修で幼保一体の関連で改修費約4千万円の予定であります。

また、公有財産購入費は、新治統合小学校の関係で契約が決まり、金額も確定したため減額したということあります。

また学校によって燃料費が違う大きな理由はなぜか、また学校側で暖房の使い方の基準がまちまちではないかとの質疑には、地域、施設の違いがまず大きい理由だが、使い方については校長会などを通じ意思統一した基準を確認し、指示をしていきたいとのことでありました。

主だった質疑を終結し、討論、採決の結果、本委員会に付託されました議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第92号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第92号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について、反対討論をいたします。

本年10月に、歳入不足を補うために、「町有地管理調査委員会」を立ち上げました。

町有地を売却の計画を進めている中、年度途中において委員会の検討もなく、新たに補正予算で温泉公園用地や矢瀬親水公園用地を購入することには賛成できません。

これでは「ざるに水を入れている」ようなこととなります。

町有地購入は委員会で検討の上、来年度当初予算で処置をすべきと考えます。

また、来年4月に発足が予定されている後期高齢者医療制度は、すでに発足前に、その欠陥が指摘され、一部を凍結せざるを得ないような制度となっております。

年をとり、医療費がかかるからといって、お年寄りいじめの後期高齢者医療制度を発足させることは、この制度の中止を要求しており、この制度の発足のための支出については反対を表明し、反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番（山田庄一君） 議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、防災無線の改修、スクールバスの購入、燃料費の高騰に対処する燃料費の増額、除雪費の充実など、町民生活に直結した必要な予算のほか、旧衛生センターの整理に結びつく土壌調査、公園用地の購入など懸案事項の解消、また広域圏負担金の確定に伴う補正や会計検査に伴う補助金返還など必要なものであります。

また、備品購入などについては少額な予算も、いたずらに流用等を行わず、議会を重視し、細心にわたり予算化されております。

補正予算により、住民サービスが滞ることなく実施されることを期待すると共に、議員

各位の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） 引き続き、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第92号、平成19年度みなかみ町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第93号 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について**

**議案第94号 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第3号）
について**

**議案第95号 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について**

**議案第96号 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
について**

**議案第97号 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
について**

**議案第98号 平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）
について**

議 長（傳田創司君） 日程第7、議案第93号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてまで以上6件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） 議案第93号から、議案第98号についてまで、6件一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第93号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

担当課よりは、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3,942万9千円にするものであるとの説明の後、委員からは「調整交付金の過年度分返還金や葬祭費の内容について質疑の後、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算（第3号）**についてご報告いたします。

担当課よりは、本会計の補正額は93万8千円の増額補正であり、その内容は、平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の該当者約3,200世帯への保険証郵送の事務費用である旨の説明の後、委員からは、後期高齢者医療制度に反対しているのので、この制度を推進することに反対の討論の後、採決の結果、本案は賛成多数を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第95号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第2号）**についてご報告申し上げます。

担当課よりは、本会計の補正額は歳入歳出それぞれ55万4千円を追加するもので、この歳出額は高齢者支援ネットワーク組織化に際し、高齢者支援に必要な印刷製本費であるとのことで、また歳入の補正内容は国庫支出金4,188万4千円の減額、また支払基金交付金、県支出金、繰入金の会計額が同じ金額で増額になっていること、そして保険給付費については総額を変えずに支出項の編成替えを行った旨の説明を受け、委員からは町高齢者支援ネットワーク設立に関する質疑等の後、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第96号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）**についてご報告いたします。

担当課よりは、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,801万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億184万5千円とするものであること、歳出補正では、3款公債費において、一般会計と同様に高金利の地方債に対する繰上償還金3,821万円を計上、また、歳入補正においては10款町債費4,441万円は、繰上償還金に伴う借換債と国庫補助金の減額に対応するための増額である旨の説明の後、委員から国庫支出金の減額は水源が変わったためか等の質疑の後、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第97号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）**についてご報告申し上げます。

担当課よりは、既定の予算に歳入歳出それぞれ6億8,677万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,464万円とすること、歳出補正の主なものは、議案第96号と同様の理由による繰上償還金、3款公債費6億7,760万4千円の増額で、歳入補正の主なものは、繰上償還金に伴う借換債、9款町債6億8,190万円の増額である旨の説明の後、委員からは、借換債でどのくらい差が出るのかとの問いに、借りる利率とか、返済期間等により違うが試算では約1億円以上との説明の後、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）**についてご報告申し上げます。

担当課よりは、資本的支出の主なものとして、議案第96号と同様の理由による繰上償還金2億986万6千円の増額補正であり、資本的収入では企業債の繰上償還に伴う借換債の2億900万円の増額である旨の説明の後、委員からは、繰上償還は今回で利息7%以上のものがなくなるのかとの問いに、7%以上の他に公営企業金融公庫の6%以上のものなくなるとの説明を受け、他に石綿管の更新、メーター器の交換はいつ頃までなのか等の質疑の後、これを終結し、討論、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げ、6件一括にての委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第93号から、議案第98号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 94号の老人健康保険特別会計補正予算の中での93万8千円の予算が計上され、これが保険証の送付であるということでもって説明がありました。

民間の中において、この保険証を送付される人数とか、あるいは保険証がただ単に送られるという作業だけではなくて、後期高齢者医療制度に対する説明なり、チラシなりが同封されるのかどうか、その点が審議されたのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長中村正君。

（厚生常任委員長 中村 正君登壇）

厚生常任委員長（中村 正君） ただ今、報告のとおり、約3,200世帯への保険証を郵送の事務費用であるということで、それ以上の審議はしておりません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号から、議案第98号の質疑を終結いたします。

議 長（傳田創司君） これより議案第93号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第93号の討論を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 議案第93号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第94号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 議案第94号のみなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について反対討論いたします。

これについては、先程来、述べておりますように、後期高齢者医療制度を4月からスタートに於ける措置としての保険証送付の93万8千円が予算計上されております。金額は僅かというふうに思うかもしれませんが、しかしながら先程来、いろんな問題点を指摘しております。そういう点で考えますと、この後期高齢者医療制度の最初の導入部分に入ってきますので、これについては反対いたします。以上です。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4番(山田庄一君) 議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)について、賛成の立場から討論を申し上げます。

今回の補正は、一般管理費の中の、需用費及び役務費の補正ですが、内容は平成20年4月から始まる後期高齢者医療に係る被保険者証の郵送料と封筒代であります。

町は、3月中の発送ということですが、4月にはこの被保険者証が無ければ、病院等で医療を受けることができません。こうしたことから、重要な補正であり、適切な執行を望むものであります。

したがって、議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、賛成の立場を表明し、私の討論といたします。

議長(傳田創司君) 引き続き、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第94号の討論を終結いたします。

議長(傳田創司君) 議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)についてを起立により採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第94号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第95号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第95号の討論を終結いたします。

議案第95号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります、
委員長の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)
については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより**議案第96号**について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第96号の討論を終結いたします。

議案第96号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につ
いてを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって議案第96号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより**議案第97号**について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第97号の討論を終結いたします。

議案第97号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につ
てを採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第97号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第98号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第98号の討論を終結いたします。
議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第98号、平成19年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第105号 指定管理者の指定について（永井宿郷土館）

議 長（傳田創司君） 日程第8、議案第105号、指定管理者の指定について（永井宿郷土館）を議題といたします。所管の委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長根津公安君。
（総務文教常任委員長 根津公安君登壇）

総務文教常任委員長（根津公安君） 本委員会に付託されました議案第105号、永井宿郷土館の指定管理者指定につきましての議案審査の経過と結果についてご報告いたします。

現在は、永井区に指定管理をお願いしており、山間奥地の地理的に不利のなか、入館料収入約35万円は関係各位の努力の賜物として評価すべきところであります。

町からは指定管理料46万2千円であり、人件費64万円は永井区が負担しており、地理的、指定状況を見て特例施設なので公募は行わず、再度永井区にお願いする内容であります。特例施設といえども公募の必要性や指定期間内のチェックや指導についての質疑については、この地区は特異地区であり、また地区の方々が非常に努力しているので永井区を指定したということであり、指導については年度ごとに色々見直し計画書も提出させている、またこの施設は永井区の公民館としての機能も果たしており、地域全体で支援を頂いているとのことでありました。

質疑を集約し、採決の結果、全会一致をもちまして原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議 長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第105号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第105号の質疑を終結いたします。
これより議案第105号について討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第105号の討論を終結いたします。
議案第105号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)を採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号、指定管理者の指定について(永井宿郷土館)は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第99号 指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)

議案第102号 指定管理者の指定について(駐車場・大穴)

議案第103号 指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)

議案第104号 指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)

議長(傳田創司君) 日程第9、議案第99号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)から、議案第104号、指定管理者の指定について(湯宿温泉屋内運動場)まで以上4件を一括議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 本委員会に付託されました議案第99号及び議案第102号から議案第104号についてまで、以上4件、一括にて、委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、**議案第99号、指定管理者の指定(農産物直売所・百姓茶屋)**についてご報告申し上げます。現在、入須川活性化委員会に年間46万円で指定管理を指定しているものが、平成20年3月31日で指定期間が満了するため、平成20年4月1日より、平成21年3月31日まで一年間、年間50万円で、同委員会に指定管理の指定をしようとするものであります。

委員からは、なぜ指定管理料を上げるのかとの意見があり、担当課より、駐車場内にある遊神館で管理していたトイレを農産物直売所で管理するための費用、また客数も減少して、売上も落ちている、指定期間が一年なのは、遊神館が来年指定管理の期間が切れるので、その後一体的に考えていきたいとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本

案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第102号、指定管理者の指定（駐車場・大穴）**についてご報告申し上げます。現在無償で大穴区に指定管理をしているものが平成20年3月31日で指定期間が満了するため、平成20年4月1日より、平成23年3月31日まで3年間、年間34万円で引き続き大穴区に指定管理をしようとするものであります。

担当課よりは、指定管理料34万円については、町直営で管理していたトイレ管理をトイレ管理料を含めて大穴区に移行する。トイレが古い形式のもので、水を常時流しているため、水道呂金が大半を占めるとの説明を受け、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第103号指定管理者の指定（猿ヶ京温泉屋内運動場）**についてご報告いたします。現在、年間24万円で、みなかみ町猿ヶ京温泉民宿組合に指定管理をしているものが、平成20年3月31日で指定管理期間が満了するため、平成20年4月1日より、平成23年3月31日まで3年間、同額の年間24万円で引き続き、みなかみ町猿ヶ京温泉民宿組合に指定管理をしようとするものであります。担当課より詳細なる説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、**議案第104号指定管理者の指定（湯宿温泉屋内運動場）**についてご報告いたします。現在、年間12万円でみなかみ町ゲートボール協会新治分会に指定管理をしているものが平成20年3月31日で指定期間が満了するため、平成20年4月1日より、平成23年3月31日まで3年間、年間10万円で引き続き、みなかみ町ゲートボール協会新治分会に指定管理をするものであります。

担当課よりは、詳細なる説明の後、地代がないのは何故かとの意見があり、地主との関わりの中で、町が一般会計より年間89,400円を支出しているとの説明の後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

指定管理者の指定については、民間活力を活用して施設の有効活用、地域活性化を図る目的から、指定管理者の選定に当たっては民間の参画を促し、指定管理料の節約に努めるよう要望するものであります。以上申し上げ一括にての委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第99号から、議案第104号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第99号から議案第104号までの質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより**議案第99号**について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第99号の討論を終結いたします。

議案第99号、指定管理者の指定について（農産物直売所・百姓茶屋）を採決いたしま

す。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第99号、指定管理者の指定について(農産物直売所・百姓茶屋)は原案のとおり可決されました。
-

- 議 長(傳田創司君) これより**議案第102号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第102号の討論を終結いたします。
議案第102号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)を採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって議案第102号、指定管理者の指定について(駐車場・大穴)は原案のとおり可決されました。
-

- 議 長(傳田創司君) これより**議案第103号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第103号の討論を終結いたします。
議案第103号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第103号、指定管理者の指定について(猿ヶ京温泉屋内運動場)は原案のとおり可決されました。
-

- 議 長(傳田創司君) これより**議案第104号**について、討論に入ります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第104号の討論を終結いたします。
議案第104号、指定管理者の指定について（湯宿温泉屋内運動場）を採決いたします。
本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。
委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって議案第104号、指定管理者の指定について（湯宿温泉屋内運動場）は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第100号 指定管理者の指定について（特用林産物加工施設）

議案第101号 指定管理者の指定について（月夜野農村環境改善センター）

議長（傳田創司君） 日程第10、議案第100号、指定管理者の指定について（特用林産物加工施設）、議案第101号、指定管理者の指定について（月夜野農村環境改善センター）、以上2件を一括議題といたします。

ここで地方自治法117条の規定により、3番林一彦君、23番傳田創司の退場を求めます。

副議長と交代いたします。

（3番林一彦君、23番傳田創司君が除斥、議長除斥により副議長と交代）

副議長（本多秀律君） 所管の委員長の報告を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

産業観光常任委員長（久保秀雄君） 本委員会に付託されました議案第100号、議案第101号について、以上2件を一括にて委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず議案第100号、指定管理者の指定（特用林産物加工施設）について申し上げます。

現在、無償でみなかみ町商工会に指定管理をしているものが、平成20年3月31日で指定管理期間が満了するため、平成20年4月1日より平成23年3月31日までの3年間、引き続き無償で、みなかみ町商工会に指定管理をしようとするものであります。

担当課より詳細なる説明を受けた後、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第101号、指定管理者の指定（月夜野農村環境改善センター）について申し上げます。現在、年間224万円でみなかみ町商工会に指定管理をしているものを、平成20年3月31日で指定期間が満了するため、平成20年4月1日より、平成23年3月31日まで3年間、引き続き同額の224万円で、みなかみ町商工会に指定管理をしようとするものであります。

担当課より詳細なる説明の後、委員から管理料はどのようにして算出しているのかとの

意見に、町直営で管理していた管理料より商工会の部分を差し引いた分を指定管理料としている、地代は58万1,400円を町が負担しているとの説明を受け、以上質疑を終わり採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

この他にも、は一べすと・太助の郷・真沢の森など、平成20年3月31日で指定管理期間が満了となるものがありますが、指定管理の条件が整わないために、3月議会で扱いたいとの報告を受けていることを申し添え、委員長報告といたします。

副議長(本多秀律君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより議案第100号から、議案第101号まで一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ありませんので、これにて議案100号から議案第101号までの質疑を終結いたします。

副議長(本多秀律君) これより議案第100号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ありませんので、これにて議案第100号の討論を終結いたします。

議案第100号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって議案第100号、指定管理者の指定について(特用林産物加工施設)は原案のとおり可決されました。

副議長(本多秀律君) これより議案第101号について、討論に入ります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ありませんので、これにて議案第101号の討論を終結いたします。

議案第101号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)を採決いたします。

本案について、委員長の報告は原案可決すべきものであります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(本多秀律君) ご異議なしと認めます。

よって議案第101号、指定管理者の指定について(月夜野農村環境改善センター)は原案のとおり可決されました。

副議長（本多秀律君） 3番林一彦君、23番傳田創司君の除斥を解きます。
議長と交代いたします。

（ 3番林一彦君、23番傳田創司君が入場着席、除斥解除により副議長と議長交代 ）

日程第11 行財政改革特別委員会委員長報告（第4号・最終報告）について

議長（傳田創司君） 日程第11、行財政改革特別委員会委員長報告（第4号・最終報告）についてを議題といたします。委員長より報告を求めます。

行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 日程第11、行財政改革特別委員会委員長報告（第4号・最終報告）をさせていただきます。

本特別委員会は、1年6ヶ月にわたり、町有施設の統廃合の提言に向け、調査を進めてまいりました。本来ならば、この「町有施設の統廃合」は、町が方向を示し、地区住民の反対要望を受けた地元議員が、反対して遅々として進まなくなるのが常識のような気がします。

敢えて、議会が火の粉を被ったのは、合併を選択した責任感と、一日も早く財政再建を町とともに成し遂げ、町民に安心して生活をしていただきたいためであり、意見がまとまったので、本案の報告書を読み上げ報告に代えさせていただきます。

※ 以下、全文を掲載。

平成19年12月14日

みなかみ町議会議長 傳田 創司様

報 告 書

町有施設の統廃合について（最終報告）

行財政改革特別委員会
委員長 速水 一浩

1. 序 論

本町は、国の三位一体改革などにより急激に悪化した財政状況の中で、旧月夜野町、水上町及び新治村が合併したものの、非常に厳しい財政運営を強いられている。

議会は、改選後の初議会（18年5月）に於いて、「行財政改革特別委員会」を設置し調査・研究を進め、「委託事業について」「委託料について」「町有施設の統廃合について」と3度の中間報告を行い、それを基に、それぞれの委員が、各常任委員会の中で改革を加速すべく努力して来た。

町は、合併後すぐに「行財政調査会」を設置しその答申を受け、庁舎内外に各種の検討委員会や審議会を設け、19年3月に「行政改革大綱及び集中改革プラン」、11月には「行財政改革行動指針」を策定し改革を進めている。

このような状況下でも、国の三位一体改革による交付税の減、補助・交付金の一般財源化、更には、地方に薄くまた遅々として進まない税源移譲は相変わらずであり、それに追い打ちをかけるような人口減少なども相まって歳入の伸びは期待できず、更なる経常経費の削減に迫られている。

経常経費の削減については、17年度の決算額と19年度の予算額を比べた時、人件費で6億3千万円(21%減)・補助費で1億6千万円(8%減)・物件費で4億4千万円(19%減)と2年で12億3千万円(17%減)を削減した。このことは、町当局と職員の努力に他ならず、本特別委員会は、町当局と職員に対し最大限の賛辞を贈る。

しかしながら、「行財政改革行動指針」の財政推計に示される合併特例法の期限が切れる平成27年度の予算が97億4千万円であり、今後8年間で、人件費を4億5千万円・補助費を2億円・物件費を2億7千万円更に削減しなければならず、計画的な削減が望まれる。

そのため、本特別委員会は、補助費と物件費は直接町民に影響を与える事と、補助費については町が先行する形で「補助金等検討委員会」を立ち上げ、ゼロベースから議論を重ね成果を上げられたので、物件費に特化し調査を進めてきた。また、その中で補助費と物件費については、町民が納めた税金から支払う町とそれを受ける町民との観点から、議会は、町には町民の要望が叶うべく努力するものの、町民にも町の財政の現状と将来性を理解してもらう必要があり、議会の果たすべき役割を特に感じたのでここに記す。

本特別委員会は、先の9月定例会に於いて、町有施設の統廃合について数値目標として、5年を目途に60施設の統廃合を進めるべきとの中間報告を行った。その後、施設の現地調査を行い、その上に立ち、中間報告で行った議論する上での5つの留意点、更には、本町の広大な面積や合併して間もないこともあり地区間の平等性にも充分配慮し議論を進めてきたが、意見がまとまったのでここに報告する。

2. 各 論

本特別委員会は、188施設について調査を進めてきたが、その内の指定管理施設については、町が必要と認め、議会が指定管理者の議決をしてきたことに鑑み、本報告書では触れないものとする。

従ってここでは、直営の144施設について述べるものとするが、指定管理者制度の本旨は、公共施設の収支を民間活力により改善することにあり、一定期間(3~5年)に改善されない場合は、転用や休止並びに廃止を考えるべきである。

※注 カッコ内は、施設数、カッコの後のハイフンと数字は、各項目毎に廃止及び廃止に準ずる処置を取るべき施設の数を記しており、ハイフン数字を総計すると62となる。

●役場・公民館 6(本庁1、支所2、公民館3、図書館4)

本庁は、現在合併特例債を活用して改修を予定しているが、8年後の240人体制を十分に考慮して改修すべきである。支所も8年後の240人体制になった時を想定し、支所のあり方も含め検討が必要であり、計画的な転用や廃止の必要性を感じる。

公民館については、各公民館とも図書館を併設しており、中央公民館は、教育委員会と生涯学習課が、新治公民館は支所が、水上公民館は社会体育館、郷土資料館、弓道場、戸部家住宅も併設されており、それぞれ利用率は高い。また、各公民館は、各地区の公共施設のシンボルであり、今後もより効率的な運営を望むが残す施設と考える。

●地区会館 26（月夜野地区1、水上地区7、新治地区18）－26

地区は、町を運営していく上で最も重要且つ必要不可欠な組織であり、地区の協力無しには町は成り立たない。その地区の熱い要望で建設された地区会館の建設費は、月夜野・水上・新治とも地元負担金・町負担金と補助金等で賄われた。

また、水上・新治の地区会館の殆どが町有施設なのに対し、月夜野の地区会館は全て地区所有であるが、これは、建設時の事業主体が町であったか、地区であったかの違いである。

現在は、全ての地区会館で維持・運営費及び修繕費等全額地区負担で管理し、町からの支出はゼロである。そのため本来ならば、町有施設となっている全ての地区会館を各地区に無償譲渡すべきと考えるが、現行法では補助金を使ったことにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に抵触し、補助金の返還が発生するため無償譲渡できない。

しかしながら、地区会館が町有施設である以上、町には管理責任があり、もし町有施設の地区会館に修理が発生した場合、町には修繕費を負担する義務が生じる。それでは50以上ある地区会館全ての修繕費を町が負うことになり、大きな財政負担となる。

そのため、本特別委員会は、月夜野地区の地区会館と平等性が保たれるよう、それぞれの地区に無償譲渡できるまで、地区と指定管理料ゼロでリスク分担に於いて修繕費も全て地区負担となり、なるべく長期な指定管理を結ぶべきと考える。

また、月夜野地区の老人福祉センターは、現在、臨時職員を1人配置し管理をしているが、合わせて合併後に施設の1部を後閑区の地区会館として活用をして頂き、後閑区も事務員を1人配置している。したがって、常時2人で施設を管理している状況にあるが、施設の規模や利用状況からして1人で充分ではないかと思われる。

以上を勘案して本特別委員会は、後閑区のご理解を頂いた上で、前述した町営施設の地区会館と同様な形で指定管理を結んで頂くことを強く望む。

●町営住宅 11団地（月夜野地区5団地、172戸、水上地区5団地、369戸、
新治地区1団地、28戸 合計 569戸）

町営住宅は、本来ならば家賃収入により維持管理から起債償還まで全て賄え、町からの持ち出しはない筈である。しかしながら、今後の人口減少を考えた時、これ以上の整備の必要性を感じず、特に水上地区のA棟とB棟については、老朽化が激しく入居者に迷惑がかからぬよう計画的に廃止すべきと考える。

●都市公園 5（月夜野地区3、水上地区2）

「蟹杵児童公園」「政所河原児童公園」「忠霊塔公園」は、安価な謝金程度で地区等に管理委託をお願いしている。「水上清流公園」は、「水紀行館」横の河川敷に整備された公園で、「矢瀬親水公園」は、道の駅「は一べすと」周辺の公園であり、現在の使われ方や今後の利活用を考えた時、「水上清流公園」は、「水紀行館」と一体で、「矢瀬親水公園」は、「は一べすと」と一体で指定管理に出すべきと考える。

●町営駐車場 3（水上地区3）

全て指定管理施設。

●保健・福祉施設 13 (デイサービスセンター3, 保健センター3, 火葬場2
福祉作業所1) - 4

「デイサービスセンターほたるの苑」「水上デイサービスセンター」「新治ふれあいセンター」は、介護保険制度の拠点・サテライト施設であり、指定管理施設でもある。

「みなかみ町保健福祉センター」は、保健福祉事業の拠点施設である。「水上保健センター」は、水上支所に併設された施設であり、現在は、年に数回の健康診断や検診に利用されている程度であり、地区住民の不便ならぬよう健康診断や検診の場所を他に求め廃止すべきと考える。「新治保健センター」は、現在学童クラブとして利用されているが、近い将来「新治統合小学校」に隣接している「新治幼稚園」に移る計画となっており、移行した際は、廃止すべきと考える。

しかしながら、両施設とも廃止を決めても「補助金適正化法」に示される耐用年数には達しず、補助金の返還が発生するため取り壊しが出来ない。まずは、今後町の支出が一切伴わないような形で指定管理者を公募し、応募がない場合に休止を選択すべきと考える。

このように、断腸の思いで合併を選択し、少なからず住民サービスの低下が懸念され、地区住民のあるものなくなる悲哀を感じながら、廃止すべきとの意見を述べても、それすら出来ない現実に怒りを覚える。

「水上火葬場」「新治火葬場」は、廃止し広域の火葬場に移行するとしても、その維持管理費と広域への負担金にさほど差はないと思われ、当面今の施設を大事に使う事が得策であると思う。

しかしながら、両施設とも老朽化しており、建て替えの時期が来た時には、安易に広域に移行するのではなく、高齢者人口も勘案して町に1箇所「火葬場」を整備することも一考すべきと思う。

「利根西部福祉作業所」は、障害者の自立支援の拠点であり、現在手狭になっていることから、現在の遊休施設あるいは今後遊休施設となる施設から、通所のためのバスの便が良く、安全で安心して訓練に励めるような場所に、優先的に移すべきと考える。

「高齢者生きがいセンター」は、現在、町組地区の会議室として利用されている。そのため、町組地区に直営の地区会館と同様な指定管理を結んで頂ければと思うが、この施設は、桃野小学校に近く、現在月夜野わんぱくクラブに待機者が多数いるとのことから、桃野小学校の学童クラブにしたらどうかとの意見もあった。

「高齢者婦人センター」は、「水上デイサービスセンター」との併設施設であるが、現在休止中である。

●観光・文化施設 30 (宿泊施設3, 日帰り温泉施設7, 農産物直売所・売店7
体験館10) - 3

この分類では、数が多いので直営施設についてのみ述べるものとする。

「国民休養施設」は、旧水資源開発公団の奈良俣建設所を譲り受けたもので、体育館とグラウンドが併設されている。施設は、改修後16年であり、まだまだ使えるが、利用は夏に体育館とグラウンドが程度使われるぐらいである。地元と充分協議の上、まずは今後町の支出が一切伴わない形で指定管理を導入し公募を懸け、応募がない場合は休止せざるを得ないと考える。

「赤沢スキー場」は、職員が2人常駐しているため、年間約2千万円の赤字施設である。また、施設の老朽化が激しく地球温暖化も相まって降雪量の心配もある。このような状況下で、この施設が地区住民に心から愛され、冬期間の雇用の場として貢献してきたことは充分理解するが、旧新治村でも何度か廃止を検討され、解体費に多額な費用がかかることから断念した経緯もあり、今後町の財政に

大きくのし掛かることも懸念され、「国民休養施設」と同じ措置を取るべきと考える。

さらに、休止せざるを得ない場合は、国有林を国から借りているため、一定期間が過ぎると再開が廃止を迫られるとのことであり、財政的に施設の取り壊しが出来るようになるまで国に対し期間の延長を求めていく必要がある。

「町営温泉センター（三峰の湯）」は、臨時職員4人が交代で管理し、年間約9百万円の赤字である。まだ築16年であるが、施設がプレハブのためか老朽化が激しく、交通量の多い主要道から離れているため、営業もしにくい現状にある。

しかしながら、旧月夜野町時代に民間活力を導入しようとした時期があり、補助金を使わずに整備したため地主と協議の上、売却も可能であると思われる。また、売却できない場合、指定管理に出すには、かなりの修繕費が必要であると思われ、休止せざるを得ないものと思う。

「カルチャーセンター」「観光会館」「でんでこ座」は、各地区の文化の拠点施設であり残すべきと考える。しかしながら、「カルチャーセンター」は、現在職員3人で管理しているがその必要性を感じられず、「観光会館」を管理する臨時職員のように、電気・設備に精通し「カルチャーセンター」の管理を任せられる人材を早期に養成し、常時臨時職員2人で管理させるべきと考える。

●郷土資料館 6（月夜野地区2、水上地区2、新治地区2）－1

「月夜野郷土歴史資料館」は、坂の途中にあり駐車場も狭いせいか来館者が少なく、現在土・日曜のみの開館である。

しかしながら、直ぐ下には道の駅にも指定されている「は一べすと」と「矢瀬公園」があり、人の集まる場所となっている。国指定文化財であり、月夜野地区住民の誇りでもある矢瀬遺跡の埋蔵文化財を、今の場所に眠らせておくのは勿体なく、また、現在の場所は借地でもあり年間約100万円の賃借料が発生していることから、「矢瀬公園」に移築すべきと考える。

「水上歴史民俗資料館」は、公民館と併設しているため管理費を分散できることから黒字である。

「雲越家住宅資料館」は、国の重要有形民俗文化財であり、藤原地区の田園空間整備事業の拠点施設である。

「須川宿資料館」「永井宿郷土館」は、ともに指定管理施設である。

●キャンプ場 2（水上地区1、新治地区1）

「武尊青少年旅行村」「湯島オートキャンプ場」は、ともに指定管理施設である。

●保育園・幼稚園 9（月夜野地区 幼4、水上地区 保3、新治地区 幼1、保1）－6

本特別委員会では、保育園と幼稚園について「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」の、少子化を視野に統合も踏まえ、1地区に小学校1校、中学校1校が望ましい旨の答申を尊重し、保育園と幼稚園の再編について議論した。

その結果、平成18年度の出生者数が139人であることから、出来れば1地区に1園が望ましいが、地区ごとに事情もあり、考慮するというものであった。

新治地区は、既に「新治保育園」と「新治幼稚園」の統合を決め、小学校統合後の須川小学校の場所に平成21年開園に向け、保育園の良いところと幼稚園の良いところを融合できる、県の認定こども園という制度を活用し準備に入っている。

水上地区には、町営の保育園が3園と民間の幼稚園が1園ある。藤原にある「第3保育園」は、冬

の雪深いことと距離があることから今後も存続させるべきとの意見であった。「第1保育園」「第2保育園」「若栗幼稚園」については、水上小学校と幸知小学校の統合後、3園が統合して水上小学校の跡地に認定こども園として開園する事が望ましいとの意見であった。

月夜野地区については、名胡桃地区のご理解により、平成20年4月より「なぐるみ分園」が閉園して本園に編入する。そのため残るは、町営の「月夜野幼稚園」「下牧分園」「月夜野北幼稚園」と民営の「月夜野保育園」であり、どの施設も素晴らしいが、規模と配置を充分考慮し認定こども園として2園に再編すべきとの意見であった。

また、運営方法については、保育士の報酬を抑えられること、直営では措置費が交付税に一般財源化されてしまうが、民営では補助金として別枠で来ること等に鑑み、完全民営か、公設民営がよいのではとの意見であった。

したがって、廃止または休止となる施設は、「新治幼稚園」「第1保育園」「第2保育園」「なぐるみ分園」と月夜野地区の2施設で計6施設となる。

●小・中学校 14（月夜野地区4、水上地区6、新治地区4）－5

小・中学校の再編については、先に述べた「みなかみ町教育施設整備計画検討委員会」の答申を元に、各地区毎に当面の行動指針として再度答申が出ているので本特別委員会はそれを尊重する。新治地区は、既に再編が決定している。水上地区については、平成20年度から「藤原小学校」と「藤原中学校」の小中併設校が決まっており、「水上中学校」「水上小学校」「幸知小学校」の小中一貫校は、本定例会の町長の報告により、平成25年にずれ込むようであり、本特別委員会の数値目標である5年を目途からはずれぬが、計画が決まっていることから廃止の数に入れるものとする。月夜野地区については、将来統合も視野に入れるが、当面は4校存続とのことである。

したがって、廃止または休止となる施設は、「猿ヶ京小学校」「須川小学校」「藤原小学校」「水上小学校」「幸知小学校」の5施設である。

ここで注釈を付けておきたいのですが、藤原小学校が、一応廃止となる場所に名前が載っているのは、現実には併設校の場合、学校は残るということなので、施設は要するに併設校として一つで使用すると、しかしながら藤原小学校という学校は残るということをご理解願いたいと思います。

●児童館学童クラブ 7（児童館3、学童クラブ4）－4

「名胡桃児童館」は、現在「なぐるみ分園」として利用されているが、前にも述べたように今年度いっぱい閉園して施設があく。閉園後は、「町営月夜野プール（名胡桃）」が併設されているため、児童館と一体で、今後町が負担を一切負わない形で、指定管理者の公募を行い、応募がない場合は、耐用年数に達していると思われる児童館のみ廃止し、補助金の返還が発生すると思われるプールについては休止すべきと考える。

「羽場児童館」は、老朽化が激しく、現在主に隣接するゲートボール場の休憩所として利用されている程度であり、「名胡桃児童館」と同様な措置を取るべきと考える。また、新治地区の児童館としては、前述した通り認定こども園開園後に、現在の「新治幼稚園」に学童クラブが移るため、併設する形で午前中から児童館、午後から学童クラブのような運営をしたらどうかと思う。

「水上児童館」は、水上地区の乳幼児教育の拠点であり学童クラブの役目も果たしている。しかしながら、専従の職員2人で管理運営をしているため、非常に効率の悪い施設となっている。他の地区の学童クラブと同じような運営方式を取るべきと考える。

「月夜野学童保育所」は、開所後1年であるが待機者が多数いるとのことである。現在「古馬牧小学校」と「桃野小学校」とのほぼ中間点にあるが、現在ある遊休施設を利用し、それぞれの学区で棲み分けをしたらと思う。

「猿ヶ京学童クラブ」は、現在休止中である。

「須川学童クラブ」は、統合後、新巻学童クラブに入るため廃止となる。

「新巻学童クラブ」は、「新治保健センター」で運営しているが、認定こども園開設後、現在の「新治幼稚園」で「新治学童クラブ」として開所する計画となっている。

●給食センター （3）－1

「月夜野給食センター」と「新治給食センター」は、当面は現状のまま運営をし、少子化により給食センターが1つで済むようになった時は、「新治給食センター」を廃止すべきと考える。

「水上給食センター」は、築41年で未だに県内でも珍しいウェット方式であり、衛生面からも安全面からも施設を廃止し早急な対応が望まれる。

●体育館・プール 16（体育館11，屋内ゲートボール場2，屋外プール3）－2

本特別委員会は、体育館について、まず各地区の今後の拠点施設を決め、それから議論に入った。

拠点施設は、月夜野地区は、「月夜野総合体育館」であり、水上地区は、「水上社会体育館」、新治地区は、「新治B&G海洋センター」であり、その他の体育館については、地元地区や地元民宿組合、それぞれの体育館を常時使用している団体等と充分協議の上、指定管理者制度を導入し、指定管理料ゼロでリスク分担に於いて修繕費も全て指定管理者の負担になるような契約が結べるよう努力すべきと考える。

特に、「入須川社会体育館」については、地元区に相談すれば、上記のような指定管理の契約が結べるとの、意見があったので検討すべきである。

月夜野地区の「屋内ゲートボール場」は、地元老人クラブやゲートボール協会と充分協議の上、「入須川社会体育館」と同様な指定管理が結べるよう努力すべきである。

屋外プールについては、プール開放がほぼ夏休みだけであり、同じ時期に各小学校のプールも開放されており、費用対効果の観点からも解放する意味がないのではとの意見であった。特に「月夜野町営プール（名胡桃）」は、「なぐるみ分園」のプールとして使用した経緯があり、閉園後は休止すべきと考える。

●屋外運動場 27（野球場7、サッカー場7、テニスコート8、36面

ゲートボール7，ホッケー1，ターゲットボードゴルフ1）－6

本特別委員会は、屋外運動場についても拠点施設を決め議論に入った。その拠点エリアは、月夜野地区が、「月夜野総合グラウンド」であり、水上地区が「寺間運動公園」であり、新治地区が、「新治中央運動公園」である。また、屋外運動場の場合は、「廃止すべきは管理の必要なし。」ということであり、土地の賃借料が発生している場合は、原型に復して返し、賃借料が発生していない場合は、そのまま放置ということである。現在、担当課が持つ管理施設の数が多すぎ、全ての施設が中途半端な管理になりつつあり、数を減らす必要性を強く感じる。

「月夜野南部運動広場」は、現在殆ど利用されておらず荒廃している。今後一切、町の支出が伴わないようなかたちで指定管理を結べない場合は廃止すべきものとする。

「大穴多目的広場」は、寺間運動公園の野球場ができるまで、旧水上町の野球の聖地であった。

しかしながら、現在は殆ど使用されておらず、大穴区に管理をお願いしたいが、駄目であれば廃止すべきと考える。

「水上シャンツェ」は、関越高速道路建設時の補償で作られたもので、10年ぐらい前までは、夏に数日であるが国内の一流選手が勇姿を見せてくれた。現在使えるようにするには相当な改修費が必要で、廃止せざるを得ない。

「藤原湖畔公園ゲートボール場」「山口第二町営テニスコート」「関ヶ原町営テニスコート」は、現在休止状態であり廃止すべきと考える。

「月夜野総合グラウンド・ターゲットバードゴルフ場」は、普段からターゲットバードゴルフ協会の会員が自主的に管理してくれていることから、今後、町に一切の負担が生じない形で、指定管理者の契約を結んで頂くべきと思う。

●弓道場 3-1

新治地区の弓道場は、地代が発生しているため、弓道連盟と協議の上、なるべく早い時期に廃止すべきと考える。

●その他施設 7 (結婚の森2, 資源リサイクルセンター1, 牧場1, 加工施設1) - 3

「月夜野結婚の森」「新治結婚の森」は、現在休止に近い状態で廃止すべきと考える。

「水上中部コミュニティーセンター」は、色々な事情から大穴スキー場内に建設されたため、利用率の低い施設であり、大穴区が「大穴多目的広場」と一緒に、今後町に一切の負担が生じない形で指定管理者の契約を受けてくれればいいが、駄目な場合には、指定管理者の公募をし、応募がない場合は休止すべきと考える。

「大峰牧場」は、新治地区の繁殖和牛の拠点であり残すべきと考える。

「資源リサイクルセンター」は、現在管理運営に大変苦慮しているが、町の検討委員会が立ち上がり本特別委員会からも委員が出ているので、その結果に期待したい。

3. 総論

①本特別委員会は、本報告書で62の施設について、廃止及びそれに準ずる、指定管理料がゼロであり、リスク分担の修繕費についても指定管理者が全て負い、町に今後一切の支出を生じさせない形で、契約を結ぶべきとの意見を述べた。その殆どが見て頂いて解るように、現在既に休止状態であったり、学校統合のように既に町で方針が決定しているもの、地区センターのように町からの支出が一銭も伴わないようなものばかりであり、誰が見ても当たり前の結果であると思う。

確かに議論の中で、町の支出が伴わない施設は、そのままでも良いのではないかとの意見もあったが、設置者には管理責任があり休止であっても放置は出来ないし、予算書に経費計上がなくとも目に見えない経費が存在するのも事実である。

そのため、本特別委員会は、現在、町の支出が伴わない施設についても敢えて触れた。また、この廃止及びそれに準じた勧告をした62施設を、一つ一つ廃止にしていかなければ何も始まらず、町当局には、その指標にして頂ければと思う。

②本報告書で、廃止すべきと謳っただけの施設でも、町民の熱い要望から整備された施設であり、廃

止する前に必ず、今後町の支出が一切伴わない形で指定管理者の公募を行うこと。

③本特別委員会は、本報告書の内容を実現するためには、少なからず町の現状を熟知し、町民の気持ちを理解する議員が、職員任せにするのではなく、両者の立場に立ち率先して行動する事が必要不可欠であると考えます。

また、この施設の統廃合は、直接町民に影響を与えることから様々な反応が返ってくる事が予想され、それぞれの地元議員は、本報告書の内容を十分に理解され、様々な反応に対応されることを強く望むとともに、町民一人一人に理解を求めていかなければならず、みなかみ町議会議員全員で取り組むべきと考えます。

④合併した町村は、同じような施設を合併した町村の数だけ有し、そのために施設の統廃合を進めなければならない。歳入が減り続ける今日、経常経費である物件費の削減が急務であるため、本特別委員会は、議論を重ねてきたが、本意見書の中にあるように、保健センターを1つにするため、「水上保健センター」と「新治保健センター」を廃止しようとする、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」に抵触し、法の定める耐用年数に満たないため補助金の返還が発生する。

これでは廃止を決めても取り壊しが出来ず、ただ休止することとなり、運営費が削減できるだけで一部の維持管理費は残る。

また、設置条例が残るため管理責任の伴う管理も廃止するまで続くこととなり、行政のスリム化にはならない。このように、断腸の思いで合併し、国の進める地方分権の主旨にのっとり、自主・自立に向け頑張ろうとしてもそれを阻害する法律はそのままである。

総務省も平成14年8月に「市町村合併支援プラン」の中で、「補助施設の他用途転用の取り扱い」「施設の統合整備に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取り扱い」について、市町村合併の重要性に充分配慮すると記し、最近では、平成19年8月の全府省の大臣及び事務次官に通知した「平成20年度の地方財政措置についての各府省への申し入れ」の中で、「公共施設の転用または用途廃止時における国庫補助負担金制度の改善」を講ずるよう求めているが、やはり、「市町村合併の重要性に充分配慮するように」との程度にとどまっている。

現行では、施設を廃止するには、県を通し補助を受けた関係府省に申請し、関係大臣の承認がいるが、その時「市町村合併に配慮する。」の「配慮」が関係府省でまちまちのようであり、合併市町村の行財政改革が進まない大きな一因となっている。

そのため、本特別委員会では、廃止にあつては、補助施設の耐用年数の大幅な切り下げ、転用のための用途変更にあつては、範囲の大幅な緩和、更にはできうれば、承認府省の一元化と手続きの簡素化の特例を求め、本定例会に於いて、「公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書」の議決を求め、関係府省に送付すべきとの意見の一致を見、さらに、それと同時に、他の合併市町村に対しみなかみ町議会として、同一歩調を取って頂けるよう理解を求めていくべきとの結論に達した。

⑤本報告書は、町民が今まで慣れ親しんできた公共施設を廃止せよとの内容であり、誠に忍びないことである。本特別委員会の委員全員が、出来れば全て残したいし活用したいとの思いを全面に出し、議論をしてきたことも紛れもない事実である。

しかしながら、これからの「みなかみ町」が管理運営できる公共施設の数には、人的にも予算的に

も限りがあり、本特別委員会が、「みなかみ町」の将来を見据え出した結論に対し、ご理解ご協力をいただけることを切に望む。

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 以上で最終報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 以上で行財政改革特別委員会委員長報告（第4号・最終報告）についてを終わります。

議長（傳田創司君） この際休憩いたします。14時35分より再開いたします。
（14時22分 休憩）

（14時35分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 発議第14号 中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出について

議長（傳田創司君） 日程第12、発議第14号、中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者原澤良輝君より、説明を求めます。
7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 発議第14号、中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

昭和53年の日中平和友好条約を締結したのは福田赳夫総理大臣でした。政治の巡り合わせというか、その前段の昭和47年9月に日中共同声明を発表したのは対立する派閥の田中角栄総理大臣でした。

ここ5年間は日中間に気まずい時期でしたが、福田康夫総理大臣になってからは、アジア重視姿勢もあり、日中間に友好のムードがあります。これからの経済情勢を考えると国と国との関係、特に中国や韓国との関係は重要です。また、国同士だけでなく国民同士の信頼関係も、友好を深める基になります。

この強制連行・同労働事件は11月と12月の全員協議会でも経過を説明させていただきました。

軍の命令でしたが、群馬県に連行された892人のうち旧月夜野町（桃野村、古馬牧村）で612人が強制労働させられ、うち59人死亡しました。当時の村の住民は中国人の働く姿を、見るに忍びないと言って柿などの食べ物を隠れて渡したそうです。

また、59人の亡くなられた方は、旧月夜野町上津にある如意寺の和尚さんが人間に国境はないとあって、手厚く葬ってくれました。

その後、旧月夜野町が後援し、議会議長も入った慰霊碑建設委員会が設置され、旧月夜野町全体から寄付を募って、慰霊碑を建立し、毎年、日中友好協会が慰霊祭を行っており

ます。町からも代表が参加しています。揮毫は日中友好に力を尽くした松村謙三代議士です。こうした国民同士の行動が本当の日中友好に繋がると思います。

福田総理も近いうちに訪中の予定と聞きます。郷里である群馬県みなかみ町の住民が中国人の連行者を人道的に扱ったことや現在も毎年慰霊祭を行っていることが伝われば、福田総理も郷里群馬を誇りに思うのではないかと考えます。また、中国の温家宝首相の再訪日の際、ぜひみなかみ町にきて慰霊碑に参拝してもらいたいと思います。

この事件で、国と企業は、当初「強制連行・同労働はなかった」と主張していましたが、実態調査から裁判で強制連行と同労働が認定されると、今度は昭和22年の国家賠償責任法施行前の国の行為に、個人は賠償請求はできない、不法行為から20年以上経っているので請求権が消滅しているのでは請求できないと主張を展開しました。

しかし、平成14年、福岡地裁は、日本での強制労働に眼目において、昭和7年批准の強制労働禁止条約に違反している点に的を絞って、国・企業の主張を退けました。

今度は「日中共同声明で中国政府は請求権を放棄した」と裁判の土俵を変え、個人の賠償請求権は放棄されたと主張し始めました。国際法上では、国は個人の賠償請求権まで放棄する権利はないとされています。

前橋地裁小林裁判長は後閑の地下壕まで足を運んで事実認定をしております。

最高裁判決も参考にしながら「原告は敵国日本に強制的に連行され、劣悪で過酷な労働により被った精神的・肉体的苦情は誠に甚大であった。損害賠償は日中共同声明に基づいて棄却せざるを得ないが、原告の請求について、被害者救済に向けて関係者による適切な救済が期待される」述べて、国・関係企業による救済に期待しております。

戦争の傷跡は様々な形であります。所属した部隊、地域、国によって、また、終戦を迎えた場所、国などで大きな違いが出ました。「なぜ、日本だけが謝らなければいけないのか」「なぜ、イギリスのインド統治やアメリカの原爆投下が問われないのか」との声もありますし、シベリア問題も未解決です。これらもいろいろな面で解決に努力をしていると聞いております。

最近も中国残留孤児の帰還者の生活問題も解決しました。同じ敗戦国のドイツは5400億円の基金を創設し、強制労働に対する謝罪と補償をしています。

日本はOED海外開発援助も戦争に関係なく、アジアやアフリカを中心に実施しています。まず「日本の言うことには耳を傾けなくては」という世界からの尊敬を確保することが大事だと思います。国際社会の視点から21世紀に相応しい国・企業のイメージがないと、世界からも孤立をしてしまいます。

弁護団と関係企業との話し合いも進み、原告も戦後62年が経過し、高齢になっております。全国135事業所のうち、みなかみ町は2カ所の該当事業所を抱えておりました。長野県では全国で2番目に連行者が多かったのですけれども、31の自治体が意見書を総理大臣あてに提出をしております。

日中友好のため、ぜひ、人道的立場に立っていただき、意見書が提出できるよう議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第14号の質疑を終結いたします。
これより発議第14号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
(「なし」の声あり)
- 議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第14号についての討論を終結いたします。
発議第14号、中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり)
- 議 長(傳田創司君) 異議がありましたので、発議第14号、中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出についてを起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)
- 議 長(傳田創司君) 起立少数であります。
よって、発議第14号、中国人強制連行・同労働群馬事件に関する意見書提出については、否決されました。

日程第13 発議第15号 「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出について

- 議 長(傳田創司君) 日程第13、発議第15号、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
- 議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者鈴木幸久君より、提案理由の説明を求めます。
14番鈴木幸久君。
(14番 鈴木幸久君登壇)
- 14番(鈴木幸久君) 発議第15号、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出についてを提案理由を申し上げます。
難病対策は、患者の医療費負担を軽減することで治療に結びつけ、難病研究に活かすとして始まったものであります。
現在、難病医療費補助事業の予算は、僅か240億円であり、全会一致で採択された難病対策の拡充強化を求める国会請願を実効あるものとして、難病対策の予算を大幅に増額し、患者の経済的負担を軽減し、国が指定している123疾患に限らず、治療法もなく、対症療法に頼る疾病についても、難病対策に取り入れることなど、抜本的な改革を行うことが必要であります。
第166回通常国会において、採択された「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策」を早期に実現することを強く望み、地方自治法第99条の規定により意見

書を提出するものであります。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。以上で提案理由の説明といたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第15号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第15号の質疑を終結いたします。

これより発議第15号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第15号についての討論を終結いたします。

発議第15号、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって発議第15号、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策の早期実現」を要望する意見書提出については、原案とおおり可決されました。

日程第14 発委第1号 みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について

議長（傳田創司君） 日程第14、発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、提出者行財政改革特別委員長速水一浩君より、提案理由の説明を求めます。

行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほどは、長時間にわたりお聞きをいただきましてありがとうございます。

内容的には変わらずに、表題等を変えさせていただいて、提言にさせていただいてるということをご理解をいただきたいと思います。

最初に聞き慣れない「発委」という言葉がありますが、昨年10月の「地方自治法の一部改正」により、委員会からの議案提出件が認められ、栄えある第1号だそうなので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、提案理由の説明に入ります。

みなかみ町議会の2期以上の議員は、合併を選択した責任を常に感じています。

そのため、一日も早い財政再建を目指し、昨年5月の改選後の初議会において、本特別委員会は設置され、早いもので1年6ヶ月が過ぎました。その間、月に2度ペースで議論を進め、18年12月定例議会で、大規模町有施設の収支と財務構造を調査し、中間報告を行い、19年3月定例議会では、更に掘り下げのための委託料について、調査報告を行いました。

その後、9月定例議会において、それまで調査した施設の概要と、内容を整理し、統廃合を議論するうえでの条件を中間報告として行い、本年10月12日に、委員会の総意により、それまでの調査結果を町政に反映していただきたく、過去3度の中間報告を意見書として、町長に提出させていただきました。

さらに先ほど、「町有施設の統廃合について」の最終報告をさせていただいたわけですが、本特別委員会では、この報告書をただの報告に終わらせるのではなく、みなかみ町の未来のため、行財政のスリム化に向け、町長にぜひ役立てていただきたく、報告を提言に変え、委員会からの議案として提出させていただきました。

これは、みなかみ町議会の意思を町に示すためであり、また、町有施設の統廃合は最終報告でも述べさせていただきましたが、「みなかみ町議会の全議員のご理解と行動なくしては為し得ないと思い」議員各位の覚悟とやる気を賛同に変え、ご議決下さいますよう心からお願いをし提案理由の説明とさせていただきます。

何卒よろしくお願いいたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発委第1号について質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） これについては、先ほど報告がありました内容のものについて本議会、今日の議会開催前、約1時間半にわたって全員協議会において論議がされた経過があります。これは前から、一年半かけての中間報告を含めての進行ということでございますけれども、今回の報告書は、非常に具体的に固有名詞、それぞれの地名、施設の名称等も列記された中での具体的な廃止が出されております。そういう点では非常に重要な問題であり、私も昨日いただきました夜、みなさんもそうだと思います。

わずか一晩のなかで、これだけの問題を議員が精査し、その見解をまとめるというのは非常に大仕事であったというように思います。

しかし、委員会のメンバーの人たちが作っていたわけなので、そういう点でこのままこれを手放しでもって喜べない現実があるかと思えます。それは前段の先ほど述べましたように、1時間半にわたる全員協議会の中での各議員の意見をみれば明らかであります。

お聞きしたいのは、これを出す上でも、現地の町は勿論したとは思いますが。

しかし、現地に係わる地元の人たちの意見を正しく聴取したのかどうか、町民の声は、この委員会でもって十分論議されたのかどうか、まずその辺をお尋ねしたいと思います。

議長（傳田創司君） 行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） まず、前段の急に出されたということで精査ができないということについて、まずお答えいたします。

先程来、申し上げておりますとおり、1年6ヶ月間にわたり議論を重ねて、月に2度ペ

ースで行財政改革特別委員会を開催していたことは、穂苺議員もよくご存知だと思います。

その中で傍聴要請を受けても断ったことは一度もないですし、来られた議員もおおいでになられております。その中でかなり話題性ある事項なのでそれぞれ議会の中で話題であったことも事実だと思います。

そのようなことの中で、尚かつ穂苺議員から私、一度もそういうことについて質問を受けたこともないですし、そういう状況の中で、唐突に出されたという言われ方をするのは若干心外かなと、固有名詞については、今までの報告の中でも総て固有名詞で出ささせていただいております。

例えば、〇〇課の〇〇の委託料だとか、そういうかたちの中で出ささせていただいているわけで、それが施設ということに変わったということだと思います。

それから、後段の地元で聴取をしたかということでもありますけれども、少なからず、我々議員は地元で生活をしております。その中で日々、地元住民等の声は少なからず穂苺議員も耳に入っていると思います。

敢えてこういった問題を地元住民の方々と話し合う、それを一つ一つ積み上げていくという、現在報告の中にも書いてあるわけですがけれども、相当なスピードでこの改革を進めなければいけないという状況の中で、果たしてそれができるか、あるいはそれが得策か、これを一つの契機にして、議論をされるのはまた一つの方法であるような私は気がしてなりません。いずれにしても、そういうお答えでよろしいでしょうか。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番 島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 速水議員もですね、地元かと思えますけれども、ふれあい交流館ですね、そのところですね、土地の時代が坪1万円、年間ですね、払ってます、300坪で300万円払ってます。

で、ほかの町有施設の地代とか、まあ新治なんかですと、800円とかですね、千円なんで、そのこう言っちゃなんなのですけど、比べて見ると破格の値段を地代、町がですね、払っています。で、そこにはまあ指定管理料600万円、それから温泉の湯の金で240万円ぐらいですか、合計1千万円がまあ今町から支出されているわけですがけれども、そのとこのことはこう入ってない。それで指定管理のとは抜いたって言うんですけども、この報告書の中で、その赤沢スキー場とかですね、他のものについて、指定管理のことは入っているわけですね、指定管理をしてみると、公募してみると。

で、その後に無ければ休止するということですが、そういう意味では指定管理の施設もこの今の町営の施設もですね、指定管理も絡めて改善していくという意味では、一緒になったものですから、そのやはりその温泉センターひとつで1千万円かけてると、そこにもメスを入れていかないと、費用削減効果は出ないと思うんですけども、どうなんですか。

議 長（傳田創司君） 行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） 島崎議員の質問にお答えいたします。

仰るとおりの部分はあると思います。

そのために第1回目の報告の中で、ふれあい交流館については約1千万円赤字だという

ことで中間報告の中で述べていると思います。

今回、指定管理施設をなぜはずしたかという、それはもう報告書の中でも述べてありますけれども、「町が必要と認め、議会の議決にかけられ議決した経緯がある」わけですよ。そういう観点から、基本的には外させていただきました。

ただ、今立ち上がったばかりでありますけれども、町有施設統廃合検討委員会が設置され、それには我々もわざわざ手を挙げさせていただいて、その委員会に所属をさせて頂いているわけですが、その中でやはり十分に議論をすべきだと思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 指定管理したものは、町が議決してっていうことであつたんですけども、一旦決めてもですね、今後の財政状況の厳しさの中から、やはりその所にもメスを入れていかないとは、費用削減が出ないんじゃないかと。

多分ですね、指定管理でいろいろ施設ありますけども、その中でトータル7~8千万くらいはですね、指定管理料で出しているのではないかと思います。

そのところにもですね、これの今回提案された施設と同じ目で平等にやっぱ管理してですね、検討してやっての方が費用削減効果もあるのかなと思うんですけども、どうですか。

議 長(傳田創司君) 行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長(速水一浩君) お答えいたします。

島崎議員は、1回目の報告書は読んで頂けたでしょうか。

覚えてらっしゃいますか。

9 番(島崎栄一君) いやあもう忘れまして。

行財政改革特別委員長(速水一浩君) ですよ。その中に、こういうふうにして行くべきだということはかなり書いてあると思いますので、もう一度、良く読み返していただけたらと思います。

9 番(島崎栄一君) いやあそれは違います。

行財政改革特別委員長(速水一浩君) 今回の報告書も読んで頂きましたよね。

先ほど私、読み上げました。そこにも書いてあると思うのですが、やはり指定管理者制度は民間活力を導入して、経営改善すべきだろうと、それが本来の趣旨だということも述べさせてもらって、3~5年を目途に改善されない場合には、転用・休止または廃止を考えるべきだと述べていると思いますけれども、良く読んで下さい。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) こちらの方ですね、資料に、1ページの最後の意見がまとまったので、議会の総意を以て提言するということであるんですけども、こちらの方はですね、こちらの方にはその文章がないんですよ。で、意見がまとまったのでここで報告するって書いてあるんですけども、結構、議会の総意と、まとまったのでここに、何でもこう文面が、これとこれで違うんですか。

議 長(傳田創司君) 行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長(速水一浩君) 基本的に、提言をするということを書きたかったのですけれども、語呂合わせと言いましょか、議会の総意を以てという言葉が適切でないと言うご指摘でしたら、その部分だけの訂正はさせていただけると思います。

9 番(島崎栄一君) はい、お願いします。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番(高橋市郎君) まああの、この総論にはもちろん賛成ですし、この場で発言すると抵抗勢力というふうに取り上げられるかなと思ってなんなんですけども。

具体的な事例がこういうふうに乗っているわけなんですけども、この事例の中で、6ページの児童館・学童クラブの項目と、体育館プールの項目の中に、名胡桃幼稚園の関係に合わせた所謂、町営プールの休止という項目が載っているのですけれども、この点について、地域住民の感情としますと所謂、名胡桃プールを設置した経緯というものは、先ほど全協でも申し上げたとおり、名胡桃分校の統合の一つの条件として設置されたということがあるわけです。

それから、30数年経過をしているわけなんですけれども、それで今年度、来年度当初から名胡桃分園も統合ということでお話が進んでおり、またこれに対しては地域の方々の理解も得られるような状況で現在進んでおります。

しかしながら、施設の統合に名胡桃の施設、残った所謂、児童館施設についての説明ということの利用に関しては、様々な地域の方々のご意見があります。

そのことをきちっと踏まえた中で、幼稚園の統合というものをやっていかないと、住民の方々の感情のもつれというものが生じてしまうという懸念を私はします。

ですので、全協で申し上げたとおり、この項目は削除して頂きたいということで、いずれの段階で、物事には段階を踏んでやらなければならないことっていうのがあると思います。これを読みますと、名胡桃分園のプールとして利用された、そうじゃないんですね、町営プールを名胡桃幼稚園が利用していたのが事実なんです。この書き方だと、ちょっと違う誤解を得るんですけども、そういう観点から、幼稚園はまず統合しようということで地域の方も納得していく、また年月が経つ段階においては、こういう状況も生まれてくるということは当然あるべき話だとは思いますが。

でも、今の段階で、このことを明記をされたのでは、私は地域の方々に議会の総意という中で、この提言を出されたのでは、到底地域の方々に理解を求めることがなかなか難しくなっていく懸念を持ちますので、その点、ご配慮をいただきたいというふうに再度申し上げます。

議長(傳田創司君) 行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長(速水一浩君) お答えいたします。

全協の方で、高橋議員とはこの話をさせていただきました。

まず、ご理解をいただきたいのが、基本的にあくまでも議会が、確かに議決はしますけれども、提言ですよね、これを基に町がどのように動いてくれるかということにほかならないわけなんですけれども、何れにしても最終的な執行権は町長にあるわけですので、我々が

今までいろいろ提言をしてきた中でも、やはりなかなか遅々として改革が進まない部分があるのも現実ですし、それはこれからのやはり政治的判断にはなるのではないかとということも一考していただければと思います。

それとまず一つ、当初にも書いてあるのですけれども、5年を目途、要するに5年ぐらいの内に何とかこれをやらなければならないのではないのではないですかねっていう、そういう基本的なスタンスで捉えて頂きたいと思います。

すぐすぐにやれっていうように書いてあるようでも、そんなに簡単にできるとは思っておりません。

ただ、ある程度しっかり書いておかないと、それがうやむやで終わる、先ほどの要するに国の配慮という言葉が省庁で捉え方が違うということと同じように、そういうことになりかねないということも含めて、かなり強い口調の文章にはなっていると思うのですけれども、基本的に5年を目途に、それで増してや廃止すべきということではなくて、休止ということで、例えば休止すべきと書いてあることも、少なからず一番最終ページに総ての施設を廃止・休止といった場合には一度は必ず指定管理の公募をして下さいと、指定管理料はゼロで町が一切支出を伴わないようなかたちで指定管理の公募をして下さいと、そういうふうに書いてあります。

例えば、これは勝手な憶測かもしれないですけども、地域の人たちが「何とかしようぜ」ということで、それを例えばボランティアで監視員を付けたり、いろいろな薬剤とかというものについても「何とかしようぜ」という、そういうふうなことになるれば、また当然話は変わってくるのだと思いますので、ぜひその辺もご理解いただいて、ご賛同頂ければと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） 先ほど、島崎議員が、申し上げたことなのですけれども、1ページのこれと、配付して説明された、この2ページ、これに文字が違うわけですね。

こういうものを我々がもらってどっちが正しいんだという、こういうことでは到底了解しろって言ってもダメな話なんで、きちっと此処で字句の訂正をしていただきたい。

議 長（傳田創司君） 行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） それでは訂正をさせていただきます。

議長、暫時休憩をいただいて、行財政改革特別委員会を開いてもよろしいですか。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（15時11分 休憩）

※ 休憩中に行財政改革特別委員会が開催された。

（15時18分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（傳田創司君） 委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） お待たせいたしました。申し訳ございません。

休憩中に特別委員会を開催し、議論させて頂きました。

結論から申し上げますと、この提言のままで議案の提出をお願いしたいと思います。

それで、総意をもっていうところについては、一応こういう状況になるとということも予測しながら、非常に賛否があると思うのですが、その中でできれば可決をして頂きたいと、可決をして頂けるのであれば、やはり議会の総意ということも、議会制民主主義の一つである、もし否決されるのであれば、この報告も提言も要するに飛ぶということになると思うので、その辺でご理解をいただきたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

10番高橋市郎君。

10番（高橋市郎君） この報告書には、議会の総意というのは載ってなかったのですね。

それで今回、この本日配付の、この提言に議会の総意が載っていたということになりますと、その本来、議会の総意ということになれば、全協できっちり話をしてその辺を皆さんの総意を得られるように、努力をして、そして、これを入れて提案すべきだと思うんですよね。

これが入ってなくて、こっちの方で総意がなくて、議会の総意というものがなくて、今日の議運が、8時40分からの全協で、その話し合いをして異論が出たにもかかわらず、ここに議会の総意となってくると、それでまあ議員がもちろんこういう町の情勢を考えた時にこういうことを議員、それぞれが地元に戻って、努力をしなければならないということとは勿論理解できます。

しかしながら、先ほど申し上げたように、現在進行中のものに悪い影響を及ぼす事態が懸念されるので、この項目、私自身が判断するに当たって、その賛同致しかねると、議会の総意というものが、此処に入っている段階においては、名胡桃幼稚園の統合問題に悪い影響を及ぼすという懸念が生じますので、賛同致しかねるとということが生じるのですけれども、その点についてはどうですかね。

議長（傳田創司君） 行財政改革特別委員長速水一浩君。

（行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇）

行財政改革特別委員長（速水一浩君） まず、何度もお答えいたしておりますとおり、取り敢えず何とか5年を目途に話を進めさせていただきたいと、来年すぐに休止・廃止を総ての施設をしろとは書いていないと思います。

何年度に廃止をしろ、何年度に休止をしろなんていうことは一つも書いていないと思うのですけれども。

当然、また地区にご理解をいただきたい、そのためにやはり議会の責任、それと行動というものが非常に大事になるということも書いていると思うのです。

ぜひそういうことにご理解をいただいて、高橋議員がもし総論で賛成をしていただけるのであれば、5年かけてぜひ説得をして頂きたいですし、そういうことの中で、総意を以

てということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

4番山田庄一君。

4番(山田庄一君) 今、委員長が5年を目安に廃止ということを言われましたけれども、この文面を見ると、閉園後、すぐに休止すべきという誤解を受けるような表現になっていると思うのですけれども、やはり誤解を受けるような表現があって、それが誤解されているのであれば、もう少し表現を違う方法でする方法もあると思うのですけれども、その点はいかがですか。

議長(傳田創司君) 行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長(速水一浩君) 相対的な判断の中で、これも訂正したらどうかという話もありましたけれども、委員会でこのままにしたいという結論に達しているのはお答えに余ると思うのでありますけれども。誤解はどんな文章を書いても、多分いろんな誤解を生むのだと思います。

例えば、この文章を皆さんが外に持ち出して、お配りになれば、そういうことになるでしょうし、あるいは例えば今後、議会だよりの広報等で、こういう議会の結論に達しましたという、そういうときに皆さんの中から、まずこの辺を強調してくれよと、すぐみたいを書いてあるけれども、5年を目途と言うのなら、それを強調してくれよと、そういうことであれば、広報等の中で、この報告書を作成した委員会、あるいは委員長として、そういうお話には十分のりたいと思いますので、ぜひそれでご理解頂きたいと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) あの答えを聞いていると、非常にもう行革の特別委員会の審議がですね、十分でなかったというふうな気もいたします。非常に急いで結論を出して文章化したっていうようなきらいも、この全文を読んで見ると、あちこちで表現方法についても適切でない部分があったり、誤解を招くような部分があったり、数字が間違っていたりとか、そういうものがあるわけで、そういう点で先ほどの全員協議会の中においても、報告は良いけれども、議会でこれを拘束して、各議員を縛り付けて、拘束してしまうのはいかなものかという意見もいくつか出たわけですね。

まあそういう点からしても、これについての私が聞きたいのは、そういう点から聞きたいのは、町長の諮問機関で昨年1月に行財政改革調査会が設置されております。

3人から、4人になってスタートしてきておりますけれども、あのときに、この、あれから間もなく、昨年の確か6月ですかね、この特別委員会が設置されることで論議が始まったのは、それでその時にも調査会とは別な次元と言いますかね、同じスタンスでやるのではないということを発言もあつたりして、確認もされてたと思うんですけれども、これを見ると議会としての、まあ報告というよりはちょっと議会制民主主義から見てね、こういうふうな報告はあまりその議会の役割というものを考えた場合にちょっとはずれているんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうに考えてますか。

議長(傳田創司君) 行財政改革特別委員長速水一浩君。

(行財政改革特別委員長 速水一浩君登壇)

行財政改革特別委員長（速水一浩君） まず、字句が確かに2箇所ほど「意見書」と書いてあったのを「報告書」に直してくれとは言いましたが、あとどこがおかしいのか、あるいは数字のどこに間違いがあるのか、その辺は明らかにして頂かないとお答えようがありません。それがもし無ければ心外です。

それと急いで出したということですが、1年6ヶ月間審議してきました。それが急いでということになるのか、報告内容が稚拙だということであれば、それは誠に我々みなかみ町議会議員、常任委員長まで含めて、副議長まで含めて、8人でやってきたことが誠に稚拙だということなので、それは本当にお詫びをしたいと思います。

しかしながら一生懸命やりましたので、それだけご理解をいただきたいと思います。穂苺議員ほどできないかもしれないけれども、一生懸命にやりました。

調査会との関係で、一線を画す、一線を画すと言った覚えは無いですし、同一歩調を取るといふように言った覚えもありません。

ただ、そういうふうにお間違えになっているとすれば、調査会の中で、出してきた答申は一々特別委員会の中で、こういう報告がでたけれども、どうしますかということで、基本的には、こういうことよりしようがないですよという、認めてきている経緯があります、委員会の中で。

ですから一応調査会が出したほとんどの報告書については、当委員会としては認めているほかありません。以上です。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君ならびに9番島崎栄一君に申し上げます。

本件に関する質疑は、すでに3回となりましたので、会議規則第55条の規定によって、今後の発言は許しません。

ほかに質疑がありましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第1号の質疑を終結いたします。

これより発委第1号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

8 番（穂苺清一君） 発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について、これに反対する立場から討論いたします。

先ほど質問の中にもいくつか述べてありますけれども、町の行政に対して、議会がやはりチェック機能を持って、その役割を果たしていくことであるのならば、それなりの動き方はあろうと思います。

しかしながら、この全文を読んでも、いくつもの固有名詞が出てくる、ですから先ほど質問したのは、そういう固有名詞が出てきているところの区なり、そういう地域の人たち、利用している人たち、そういう人たちのこともあまりにも考えないで、ポーンと廃止っていうことでもって、この文章が出て、出回ってしまえば、えーっていうんで、寝耳に水と言いますか、そういうふうな驚きが出てくるのは、当然だと私は考えます。

一つ具体的な例で、全部上げても切りがないのであれですが、例えばですね、町営住宅のことがちょっとあったと思います。高日向のA棟、B棟の廃止のことですね。

4 ページにあります。水上地区のA棟、B棟をこれを計画的に廃止すべきと考えるというだけでもって、表現されております。

これは入居者に対しては、あまりにも不安な言葉であろうと、私も思います。

確かに老朽化は進んでおります。

であるならば、新規の建設計画なりそういったものも何もない中において、計画的に廃止しますっていうふうな表現で、ここに列記される、こういうふうな表現で良いのかどうか。

それと水上火葬場、新治火葬場、これについても、建替えの時期が来たら、安易に広域に移すのではなくってということでもって、1箇所になってことでもって書いてはありますが、今でさえ遠い所に行かなくちゃならない場合もありますし、非常に前から見ると霊柩車も無くなったりして、非常に不便を感じている人たちもいらっしゃいます。

問題は違うかもしれませんが、しかしながら、これも広域の方に全部移してしまうようなことになってしまった場合について、利便性から考えると非常に、これは住民サービスが低下する問題もあらうと思います。

赤沢スキー場についても全員協議会の中でそれぞれの議員が、違う角度からも論議されました。

そして、もう一つ加えますと、私は大穴に住んでおまして、スキー場の経営にも携わっているわけでありまして、その部分の表現については、事実と違う表現がやっぱし含まれております。

それで地元の人たちについては、こういうふうなことがされようとするっていうことを聞いた場合にやはりびっくりすると思います。

行財政改革の中でもってどんどん進められてきているのは補助金カットであり、あるいは職員の所謂、首切りであるわけですが、そういう中において、住民サービスが低下するような事態が現実にあちこちで発生しているのが事実であります。

そういったことを考えた場合に、こういうふうなことでもって、むしろ自治体がすべき福祉の増進とか、そういう面で考えた場合にですね、地方自治法の第1条に書いてあるから、お分かりかと思いますが、そういう点で考えた場合に、全体的に住民サービスが低下するってことはもうこれは火を見るよりも明らかになっております。

そういう点から考えて、いろんな面でありますけれども、私は、この提言の提出については反対せざるを得ないのであります。

全員協議会の中においても縷々出まして、議会で議決すべきことではなく、もう少し時間をいただけないんかってことでもって出たわけですが、私は拙速であるというふうに思います。以上で反対討論といたします。

議長 (傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番 (根津公安君) 発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について賛成討論を行います。

このみなかみ丸は8年後には100億を切る燃料を節約しないと大海を彷徨う小舟のようになることは議会、当局とも共通した見解であると思います。

中身については、現実性あるいは実情にそぐわないところもあろうかと思いますが、個々の対応については当局と一定の時間をかけ整合性を議論しながら進むべき内容であると考えます。

行革委員全員が砂を噛むような思いの中、木を見、森を見、山を見て提出した内容でございます。議員各位の賛同を頂きますようお願い申し上げます。賛成討論と致します。

議 長（傳田創司君） 引き続き、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
20番本多秀律君。

（20番 本多秀律君登壇）

20番（本多秀律君） 行財政改革特別委員会の副委員長という立場で、発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出について賛成の立場から討論いたします。

平成17年10月合併以来、夢のある町づくりに、町執行部、町議会、そして町民とともに努力しているところであります。

現状では人口の減少や財政状況など、町をとりまく環境は厳しいものがあります。

住民ニーズの変化に応じた行政サービスを提供するため、町が管理する公共施設の運営状況や費用対効果等を検証し、統廃合を含めた施設の今後のあり方を検討しなければなりません。

序論にもありますように、経常経費の削減について、条件費や補償費、物件費を削減しなければならないとあります。人件費あるいは補償費、物件費につきましては、ご案内のように一定の方向が出ているわけではありますが、物件費に関しては、議論してきたところであります。

一方、地方自治体財政健全化法が、19年6月に参議院で可決成立しております。自治体本来の収支をチェック対処している現行財政再建団体制度を改めて、公営企業会計や第3セクターを含めた連結ベースで財政状況を把握して、早期に財政破綻を食い止める必要があります。

今後は、①として実質赤字比率、②として連結実質赤字比率、③として実質公債比率、④として将来負担比率の数値が議会に報告されると聞いております。

4つのうち1つでも健全化の数値以上になりますと、健全化計画を作成することになるようでございます。①～③の数値が財政再生基準値以上になりますと、自治体の破綻と見なされて再生計画が義務づけられます。

この基準値は総務省が定め、2008年度の決算から適用になるという話は以前にもお聞きになったことがあるかと思いますが、このような状況を考える中で、早い時期に方向を示すべきと私は思います。

以上により議員各位の賛同をお願い申し上げます。賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第1号についての討論を終結いたします。

議 長（傳田創司君） 発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出についてを起

立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、発委第1号、みなかみ町公共施設統廃合に関する提言の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議第16号 公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める 意見書提出について

議長(傳田創司君) 日程第15、発議第16号、公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者速水一浩君より、提案理由の説明を求めます。

19番速水一浩君。

(19番 速水一浩君登壇)

19番(速水一浩君) 発議第16号、公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

理由は、行財政改革特別委員会の報告書の総論部分の④に書かれております。

その中で委員会としてぜひ出すべきだということに決したということを書いてはあと思うのですが、あくまでも今回、この意見書は町村合併してから、いろいろと行財政のスリム化を図るために障害となっているところをぜひ汲んで頂いて、法改正なりをしていただきたいというそういう内容なのですけれども、一応別の意味からも、提案理由を書いてきましたので、読み上げさせていただきます。

先ほどは、委員会提出の議案をご議決賜りまして誠に有り難うございました。

先の最終報告書の中に、提案理由は書いてあるわけですが、国は「合併したら面倒見ますよ」と言い、合併を進めてきました。

しかしながら、いざ合併したら、どうでしょうか。合併しない市町村と、合併特例債が使えるか使えないかぐらいで、どこが違うのでしょうか。国は、合併を進めた責任があり、合併市町村が軌道に乗るまで面倒を見る責務があります。

我々合併市町村は、無理を言うつもりはありません。ただ、行政のスリム化を図り、地方分権時代に対応したいだけです。こんな思いを込め、制限の緩和を求め、意見書を提出したいので、議員各位のご賛同を心からお願いいたします。

また先ほど、行革特別委員長という読み方をしないで、19番速水ということと呼んで頂いたわけですが、先ほどまず委員会提案の提言をご議決いただいたことと、この意見書を出す上で、やはりみなかみ町議会、これこそ全会一致で全体で、やはり国に規制緩和を求めていくという一つの現れにするために、3常任委員長さんが自ら賛同者になって頂きました。

そのこともご報告をいたしまして、私も行革特別委員長の立場で提出するのではなく、一みなかみ町議会議員として提出させて頂くということで、ご理解をいただきたいと思っております。

そんな思いの中で、ぜひこの意見書を提出したいので、議員各位のご賛同をいただきましてご議決いただけますようよろしくお願いいたします。また沼田市議会議長さんには、傳田議長を通してご挨拶に行っていました。

内容的には十分理解をできるので、今後一緒に呼応して活動をしていただければ、そのような傳田議長をとおしてですけれども、お言葉もいただいております。

ぜひその辺も踏まえ、ご議決をよろしくお願いいたします。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
発議第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第16号の質疑を終結いたします。
これより、発議第16号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第16号についての討論を終結いたします。

議長（傳田創司君） 発議第16号、公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の両方の声あり）

議長（傳田創司君） 異議がありましたので、発議第16号、公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発議第16号、公共施設を有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書提出については、原案のとおり可決されました。

日程第16 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議長（傳田創司君） 日程第16、閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。
-

日程第17 字句等の整理委任について

- 議 長(傳田創司君) 日程第17、字句等の整理委任についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、字句等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。
-

- 議 長(傳田創司君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
-

町長あいさつ

- 議 長(傳田創司君) 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

- 町 長(鈴木和雄君) 平成19年12月議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
本定例会は12月6日開会で、9日間の会期で開催されましたが、この間、議員各位には条例改正、補正予算等の諸議案をご審議賜り、いずれも可決のご議決を頂き、誠に有難うございました。心から感謝を申し上げます。
執行にあたりましては、審議中に賜りましたご意見に配意して、厳正・公正に行ってまいります。また、一般質問は8名の議員各位から現下の諸問題を中心にご質問を頂きましたが、町政に反映できる事案は積極的に取り組んでまいります。
新生みなかみ町の大きな課題は、何と云いまして行財政改革であります。
私も就任以来、この問題に真剣に取り組んできているところでありますけれども、行財政改革調査会にも、このことにつきまして諮問をし、貴重な答申をいただいているところであります。
この答申を基に、行政改革大綱、集中改革プラン等を作成し、さらには、行財政改革行動指針をつくったところでございます。
議会におきましても、行財政改革特別委員会を編成されまして、速水委員長を中心として、この問題について、真剣にお取り組みをいただいたわけでございます。
月2回の開催であり、1年半に及ぶ長い期間、この問題について、ご検討をいただきま

した。

なにせこの新生みなかみ町、町内に多くの町有施設がありまして、これをこのままでは町そのものも立ちゆかなくなってしまうことは、ご案内のとおりであります。

委員会におかれましては、144という多くの施設をそれぞれ調査をする中で、先ほど町有施設の統廃合ということで格調の高い報告書をいただいたわけでありまして、そのことに心から感謝を申し上げます。

そしてまた、私の方といたしましては、行財政改革行動指針に基づきまして、行財政改革検討委員会を立ち上げてございますので、ただ今いただきました、この報告書をですね、謹んでお受けして、これを検討委員会の方にお諮りをしたいと、このように考えております。行財政改革は早々生やさしいものではないと思います。

将来のみなかみ町を考えて、今真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きまして一つよろしくお願い申し上げます。

さらには、交付金適正化法の定職の問題にまた触れて頂きまして、公共施設有効活用するための利用制限等の緩和を求める意見書を採択いただいたわけでありまして、大変にありがとうございました。

重ねて感謝を申し上げます。ぜひこの意見書をもとに国の各省庁に働きかけをいただきまして、町有施設の統廃合が上手く行くように引き続きましてお力添えをお願い申し上げます。

さて、税務課内の「滞納整理室」は、「町税等徴収対策検討委員会」を設置しまして、町税および公共料金の徴収に取り組んでおります。

現在までの徴収状況等をご報告申し上げたいと思います。

町税の過年度滞納繰越額は9億9千万円で、その内、11月末現在の収入済額は1億1千万円であり、徴収率は11.1%であります。

また、国保税の過年度滞納繰越額は1億6千万円で、その内、収入済み額は2億8千万円であり、徴収率は17.5%であります。

平成18年6月にスタートした「滞納整理室」の処分件数は、不動産差押え64件、国税還付金差押え38件、預貯金差押え17件、温泉権差押え2件となっており、分納誓約は427件となっております。また、あくまでも徴収が目的ですが、自動車差押えのタイヤロックも購入し、今後は活用してまいります。

不動産公売は2件を予定しております。入札期間は来年1月21日から28日まで、開札は29日の予定であります。

今後は、不動産や自動車の公売件数を増やし、納税の公平性に努めてまいります。

また本年6月に設置した「町税等徴収対策検討委員会」は、収入役を委員長に2ヶ月に1回開催をし、関係各課の連携を図る中で滞納整理の進捗状況等を把握し、収納対策を講じているところでございます。

次に、上下水道料金であります。過年度未収額は上下水道合わせて2億8,300万円で、その内、12月10日現在の収入額は4,500万円であり、徴収率は15.9%であります。悪質滞納者には種々検討した結果、諸手続を経て12月下旬より給水停止を行う予定であります。

町営住宅の過年度未収額は、4,400万円で、その内、12月6日現在の収入額は7

百万円であり、徴収率は15.9%であります。

課員及び支所の担当職員が訪問徴収を行っておりますが、6月には、「みなかみ町営住宅家賃滞納整理等事務処理要綱」を制定しまして、納付意欲のない悪質滞納者には連帯保証人も含めて督促状を送付し、それでも滞納が続く場合は、明け渡し請求及び連帯保証人に対する保証債務の履行請求を行っております。

以上が、税及び公共料金の未納額と徴収状況を申し上げましたが、現在の滞納額は、1億2,700万円となっております。

引き続き法令を遵守し、滞納整理に取り組んでまいります。

議員各位のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

長期予報によれば、今年の冬は平年並の寒さであると報じております。

この時期に来て例年思うことは、スキー場には雪が多く、里には程々でありたいと願うところでもあります。そして、温泉街、スキー場にも千客万来で、賑わいのある冬のシーズンになることを願っております。

議員各位には、この一年間、大変お世話様になり、厚く御礼申し上げます。

年の瀬は忙しい毎日ですが、どうか健康に留意をされまして、ご家族お揃いで輝かしい新春を迎えられることをお祈り申し上げます。

一言申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。大変に有り難うございました。

議長あいさつ

議長（傳田創司君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年も残り少なくなる中、今期定例会、予定されました案件の全てを議了し、本日ただ今をもって、無事閉会の運びとなりました。

定例会中は、終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位をはじめ、当局執行部並びに関係者の皆様には大変なご協力を頂きましたことに対し深くお礼申し上げます。

早、新みなかみ町として合併してから2年2ヶ月が経過いたしました。

今、町当局は、より安心安全な住みよい町づくり、そして健全財政確立に向けてビジョン計画を進めております。

議会もその思いの方向性は同じく行財政改革など、検討し取り組んでいます。

今後は最終的集約内容について、十分に明日のみながみが健全な町となるための議論を住民との一体の中で深め、重ねて理解されることを考えなければと思います。

また、私たち議員として国の政策などについて現状を充分勉強、認識し、その対応について取り組んで行かなければならないとも考えております。

これからは、寒さは日増しに厳しくなりますが、閉会中にも諸般の議会活動がありますが、今また改めて、一般町民の方々が、町当局や議会へ何を求めているかについて耳を傾けながら、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されまして、存分なご活躍されますこと、そして無事に越年され健やかな新春を迎えられますよう心からご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

閉 会

議 長（傳田創司君） これにて平成19年第6回12月みなかみ町議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

（ 15時58分 閉会 ）